

11361P-00

2020
年度版



14年連続
TAC出版の
社労士書籍は
売上No.1
※1

みんなが欲しかった!

社労士の 教科書

TAC社会保険労務士講座・編著
滝澤ななみ・編集協力

フルカラー+赤
シート対応

教科書

毎年 多くの方に
選ばれています!

基本書売上No.1

※2

2冊に分解OK!
セパレート
BOOK

労働
関係科目

社会保険
関係科目

初学者 独学者 必携の1冊!!

全体像が
ざっくりわかる!

改正点もイラストで
わかりやすく掲載!

スタートアップ講座つき!

最新の
改正情報は
Webで順次
公開!

TAC出版
TAC PUBLISHING Group

はじめに

本書は、社会保険労務士試験の試験科目について**全く知識がない人**でも、試験に合格する水準の知識を**確実に身につける**ことができるよう編成したものです。このため、本書の記載にあたっては、**わかりやすさ**を最も重視しました。

ここでいう**わかりやすさ**とは、**基本・単純事項に絞る**ということではありません。本書で目指した**わかりやすさ**とは、**体系的に理解しながら学習できる**ということです。

学習の当初から細部ばかりを見ていると、全体像が掴めなくなり、体系的な理解がおろそかになります。そこで本書では、各法律の趣旨を身近に感じていただけるよう、全科目の概要がわかる**スタートアップ講座**と、各法律の冒頭には**オリエンテーション**を置きました。また、本文は各法律の核となる基本事項を中心に編成し、補足の知識を欄外に記載することで、最初にそれぞれの規定の全体像を把握した上で、**段階を踏んで理解を深めていく**ことができるようになっています。

なお、本書は、**コンパクトにまとめる**ということにもかなり力を入れました。もちろん、コンパクト化は、本試験の出題実績や傾向を十分に研究し、**重要度別にメリハリ**をつけた上で行っています。したがって、余計な脱線をすることなく、**本書1冊をじっくり学習することが、合格への最短コース**を選択することになるでしょう。

また、本書の最大の特徴でもある**フルカラー**レイアウトは、2016年度版からの試みとなります、おかげ様で多くの受験生に支持をいただくことができました。

2025年度版においても、雇用保険法などで、大きな法改正が多数あります。これらへの対応を丁寧に行い、本文の記載内容についても、最新の本試験傾向を踏まえ、1つ1つ見直しを行いました。

最後に、本書を十分に活用し、日々の努力を続けることによって、皆様が**社会保険労務士試験合格**の栄冠を手にされることを心よりお祈りいたします。

2024年9月

TAC社会保険労務士講座 講師一同

本書は、2024年8月29日現在において、公布され、かつ、2025年本試験受験案内が発表されるまでに施行されることが確定しているものに基づいて作成しております。

なお、2024年8月30日以降に法改正のあるもの、また法改正はなされているが、施行規則等で未だ細目について定められていないものについては、2025年2月上旬より、下記ホームページの「法改正情報」コーナーにて改正情報を順次公開いたします。

TAC出版書籍販売サイト「サイバーブックストア」

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

本書の特長と効果的な学習法



1 スタートアップ講座

社労士試験で学ぶ内容をざっくり知ろう！

本書の最初に、社労士試験の初学者向けに「スタートアップ講座」を用意しました。ここでは、これから学ぶ10科目分の内容をざっくりと知ることができます。また、主要な改正事項については「法改正トピックス」で紹介しています。



2 オリエンテーション

これから学ぶ法律の概要を知ろう！

各CHAPTERの冒頭には、オリエンテーションがあります。初学者の人でも安心して学習スタートを切ることができます。

各CHAPTERの概要を知ろう

● 全体像

科目的全体像を示す、重要な骨格を図示していますので、しっかりと目に焼き付けておきましょう。

● 各Sectionの概要

各Sectionの具体的な学習項目をここで一気に確認することができます。



各CHAPTERの試験傾向を知ろう

傾向と対策

各Sectionごとに、これまでの出題傾向があります。内容については、法律的な語彙や用語が多くなる傾向があります。問題を解くうえで目立つところでした。まずは、各Sectionの出題傾向を理解するところから出題を乗り越えていきましょう。

過去5年においては、平均5問は法律用語からなる問題が入ります。今後も同様の傾向は続くと考えられます。代わりに問題は、これまでの出題傾向と人間関係の問題が組み合わさる傾向があります。そのため、問題を解くうえで、各Sectionの出題傾向を理解する必要があります。(3章)労働基準監視等、異常の出題傾向に関する判例(シガーラー判決)も参考にしてください。

選択式の出題実績	
Section	1回目
Section 1	1 2 3 4 5
Section 2	1 2 3 4 5
Section 3	1 2 3 4 5
Section 4	1 2 3 4 5
Section 5	1 2 3 4 5
Section 6	1 2 3 4 5
Section 7	1 2 3 4 5
Section 8	1 2 3 4 5
Section 9	1 2 3 4 5
Section 10	1 2 3 4 5
Section 11	1 2 3 4 5
Section 12	1 2 3 4 5
Section 13	1 2 3 4 5
Section 14	1 2 3 4 5
Section 15	1 2 3 4 5
Section 16	1 2 3 4 5
Section 17	1 2 3 4 5
Section 18	1 2 3 4 5
Section 19	1 2 3 4 5
Section 20	1 2 3 4 5
Section 21	1 2 3 4 5
Section 22	1 2 3 4 5
Section 23	1 2 3 4 5
Section 24	1 2 3 4 5
Section 25	1 2 3 4 5
Section 26	1 2 3 4 5
Section 27	1 2 3 4 5
Section 28	1 2 3 4 5
Section 29	1 2 3 4 5
Section 30	1 2 3 4 5
Section 31	1 2 3 4 5
Section 32	1 2 3 4 5
Section 33	1 2 3 4 5
Section 34	1 2 3 4 5
Section 35	1 2 3 4 5
Section 36	1 2 3 4 5
Section 37	1 2 3 4 5
Section 38	1 2 3 4 5
Section 39	1 2 3 4 5
Section 40	1 2 3 4 5
Section 41	1 2 3 4 5
Section 42	1 2 3 4 5
Section 43	1 2 3 4 5
Section 44	1 2 3 4 5
Section 45	1 2 3 4 5
Section 46	1 2 3 4 5
Section 47	1 2 3 4 5
Section 48	1 2 3 4 5
Section 49	1 2 3 4 5
Section 50	1 2 3 4 5
Section 51	1 2 3 4 5
Section 52	1 2 3 4 5
Section 53	1 2 3 4 5
Section 54	1 2 3 4 5
Section 55	1 2 3 4 5
Section 56	1 2 3 4 5
Section 57	1 2 3 4 5
Section 58	1 2 3 4 5
Section 59	1 2 3 4 5
Section 60	1 2 3 4 5
Section 61	1 2 3 4 5
Section 62	1 2 3 4 5
Section 63	1 2 3 4 5
Section 64	1 2 3 4 5
Section 65	1 2 3 4 5
Section 66	1 2 3 4 5
Section 67	1 2 3 4 5
Section 68	1 2 3 4 5
Section 69	1 2 3 4 5
Section 70	1 2 3 4 5
Section 71	1 2 3 4 5
Section 72	1 2 3 4 5
Section 73	1 2 3 4 5
Section 74	1 2 3 4 5
Section 75	1 2 3 4 5
Section 76	1 2 3 4 5
Section 77	1 2 3 4 5
Section 78	1 2 3 4 5
Section 79	1 2 3 4 5
Section 80	1 2 3 4 5
Section 81	1 2 3 4 5
Section 82	1 2 3 4 5
Section 83	1 2 3 4 5
Section 84	1 2 3 4 5
Section 85	1 2 3 4 5
Section 86	1 2 3 4 5
Section 87	1 2 3 4 5
Section 88	1 2 3 4 5
Section 89	1 2 3 4 5
Section 90	1 2 3 4 5
Section 91	1 2 3 4 5
Section 92	1 2 3 4 5
Section 93	1 2 3 4 5
Section 94	1 2 3 4 5
Section 95	1 2 3 4 5
Section 96	1 2 3 4 5
Section 97	1 2 3 4 5
Section 98	1 2 3 4 5
Section 99	1 2 3 4 5
Section 100	1 2 3 4 5
Section 101	1 2 3 4 5
Section 102	1 2 3 4 5
Section 103	1 2 3 4 5
Section 104	1 2 3 4 5
Section 105	1 2 3 4 5
Section 106	1 2 3 4 5
Section 107	1 2 3 4 5
Section 108	1 2 3 4 5
Section 109	1 2 3 4 5
Section 110	1 2 3 4 5
Section 111	1 2 3 4 5
Section 112	1 2 3 4 5
Section 113	1 2 3 4 5
Section 114	1 2 3 4 5
Section 115	1 2 3 4 5
Section 116	1 2 3 4 5
Section 117	1 2 3 4 5
Section 118	1 2 3 4 5
Section 119	1 2 3 4 5
Section 120	1 2 3 4 5
Section 121	1 2 3 4 5
Section 122	1 2 3 4 5
Section 123	1 2 3 4 5
Section 124	1 2 3 4 5
Section 125	1 2 3 4 5
Section 126	1 2 3 4 5
Section 127	1 2 3 4 5
Section 128	1 2 3 4 5
Section 129	1 2 3 4 5
Section 130	1 2 3 4 5
Section 131	1 2 3 4 5
Section 132	1 2 3 4 5
Section 133	1 2 3 4 5
Section 134	1 2 3 4 5
Section 135	1 2 3 4 5
Section 136	1 2 3 4 5
Section 137	1 2 3 4 5
Section 138	1 2 3 4 5
Section 139	1 2 3 4 5
Section 140	1 2 3 4 5
Section 141	1 2 3 4 5
Section 142	1 2 3 4 5
Section 143	1 2 3 4 5
Section 144	1 2 3 4 5
Section 145	1 2 3 4 5
Section 146	1 2 3 4 5
Section 147	1 2 3 4 5
Section 148	1 2 3 4 5
Section 149	1 2 3 4 5
Section 150	1 2 3 4 5
Section 151	1 2 3 4 5
Section 152	1 2 3 4 5
Section 153	1 2 3 4 5
Section 154	1 2 3 4 5
Section 155	1 2 3 4 5
Section 156	1 2 3 4 5
Section 157	1 2 3 4 5
Section 158	1 2 3 4 5
Section 159	1 2 3 4 5
Section 160	1 2 3 4 5
Section 161	1 2 3 4 5
Section 162	1 2 3 4 5
Section 163	1 2 3 4 5
Section 164	1 2 3 4 5
Section 165	1 2 3 4 5
Section 166	1 2 3 4 5
Section 167	1 2 3 4 5
Section 168	1 2 3 4 5
Section 169	1 2 3 4 5
Section 170	1 2 3 4 5
Section 171	1 2 3 4 5
Section 172	1 2 3 4 5
Section 173	1 2 3 4 5
Section 174	1 2 3 4 5
Section 175	1 2 3 4 5
Section 176	1 2 3 4 5
Section 177	1 2 3 4 5
Section 178	1 2 3 4 5
Section 179	1 2 3 4 5
Section 180	1 2 3 4 5
Section 181	1 2 3 4 5
Section 182	1 2 3 4 5
Section 183	1 2 3 4 5
Section 184	1 2 3 4 5
Section 185	1 2 3 4 5
Section 186	1 2 3 4 5
Section 187	1 2 3 4 5
Section 188	1 2 3 4 5
Section 189	1 2 3 4 5
Section 190	1 2 3 4 5
Section 191	1 2 3 4 5
Section 192	1 2 3 4 5
Section 193	1 2 3 4 5
Section 194	1 2 3 4 5
Section 195	1 2 3 4 5
Section 196	1 2 3 4 5
Section 197	1 2 3 4 5
Section 198	1 2 3 4 5
Section 199	1 2 3 4 5
Section 200	1 2 3 4 5
Section 201	1 2 3 4 5
Section 202	1 2 3 4 5
Section 203	1 2 3 4 5
Section 204	1 2 3 4 5
Section 205	1 2 3 4 5
Section 206	1 2 3 4 5
Section 207	1 2 3 4 5
Section 208	1 2 3 4 5
Section 209	1 2 3 4 5
Section 210	1 2 3 4 5
Section 211	1 2 3 4 5
Section 212	1 2 3 4 5
Section 213	1 2 3 4 5
Section 214	1 2 3 4 5
Section 215	1 2 3 4 5
Section 216	1 2 3 4 5
Section 217	1 2 3 4 5
Section 218	1 2 3 4 5
Section 219	1 2 3 4 5
Section 220	1 2 3 4 5
Section 221	1 2 3 4 5
Section 222	1 2 3 4 5
Section 223	1 2 3 4 5
Section 224	1 2 3 4 5
Section 225	1 2 3 4 5
Section 226	1 2 3 4 5
Section 227	1 2 3 4 5
Section 228	1 2 3 4 5
Section 229	1 2 3 4 5
Section 230	1 2 3 4 5
Section 231	1 2 3 4 5
Section 232	1 2 3 4 5
Section 233	1 2 3 4 5
Section 234	1 2 3 4 5
Section 235	1 2 3 4 5
Section 236	1 2 3 4 5
Section 237	1 2 3 4 5
Section 238	1 2 3 4 5
Section 239	1 2 3 4 5
Section 240	1 2 3 4 5
Section 241	1 2 3 4 5
Section 242	1 2 3 4 5
Section 243	1 2 3 4 5
Section 244	1 2 3 4 5
Section 245	1 2 3 4 5
Section 246	1 2 3 4 5
Section 247	1 2 3 4 5
Section 248	1 2 3 4 5
Section 249	1 2 3 4 5
Section 250	1 2 3 4 5
Section 251	1 2 3 4 5
Section 252	1 2 3 4 5
Section 253	1 2 3 4 5
Section 254	1 2 3 4 5
Section 255	1 2 3 4 5
Section 256	1 2 3 4 5
Section 257	1 2 3 4 5
Section 258	1 2 3 4 5
Section 259	1 2 3 4 5
Section 260	1 2 3 4 5
Section 261	1 2 3 4 5
Section 262	1 2 3 4 5
Section 263	1 2 3 4 5
Section 264	1 2 3 4 5
Section 265	1 2 3 4 5
Section 266	1 2 3 4 5
Section 267	1 2 3 4 5
Section 268	1 2 3 4 5
Section 269	1 2 3 4 5
Section 270	1 2 3 4 5
Section 271	1 2 3 4 5
Section 272	1 2 3 4 5
Section 273	1 2 3 4 5
Section 274	1 2 3 4 5
Section 275	1 2 3 4 5
Section 276	1 2 3 4 5
Section 277	1 2 3 4 5
Section 278	1 2 3 4 5
Section 279	1 2 3 4 5
Section 280	1 2 3 4 5
Section 281	1 2 3 4 5
Section 282	1 2 3 4 5
Section 283	1 2 3 4 5
Section 284	1 2 3 4 5
Section 285	1 2 3 4 5
Section 286	1 2 3 4 5
Section 287	1 2 3 4 5
Section 288	1 2 3 4 5
Section 289	1 2 3 4 5
Section 290	1 2 3 4 5
Section 291	1 2 3 4 5
Section 292	1 2 3 4 5
Section 293	1 2 3 4 5
Section 294	1 2 3 4 5
Section 295	1 2 3 4 5
Section 296	1 2 3 4 5
Section 297	1 2 3 4 5
Section 298	1 2 3 4 5
Section 299	1 2 3 4 5
Section 300	1 2 3 4 5
Section 301	1 2 3 4 5
Section 302	1 2 3 4 5
Section 303	1 2 3 4 5
Section 304	1 2 3 4 5
Section 305	1 2 3 4 5
Section 306	1 2 3 4 5
Section 307	1 2 3 4 5
Section 308	1 2 3 4 5
Section 309	1 2 3 4 5
Section 310	1 2 3 4 5
Section 311	1 2 3 4 5
Section 312	1 2 3 4 5
Section 313	1 2 3 4 5
Section 314	1 2 3 4 5
Section 315	1 2 3 4 5
Section 316	1 2 3 4 5
Section 317	1 2 3 4 5
Section 318	1 2 3 4 5
Section 319	1 2 3 4 5
Section 320	1 2 3 4 5
Section 321	1 2 3 4 5
Section 322	1 2 3 4 5
Section 323	1 2 3 4 5
Section 324	1 2 3 4 5
Section 325	1 2 3 4 5
Section 326	1 2 3 4 5
Section 327	1 2 3 4 5
Section 328	1 2 3 4 5
Section 329	1 2 3 4 5
Section 330	1 2 3 4 5
Section 331	1 2 3 4 5
Section 332	1 2 3 4 5
Section 333	1 2 3 4 5
Section 334	1 2 3 4 5
Section 335	1 2 3 4 5
Section 336	1 2 3 4 5
Section 337	1 2 3 4 5
Section 338	1 2 3 4 5
Section 339	1 2 3 4 5
Section 340	1 2 3 4 5
Section 341	1 2 3 4 5
Section 342	1 2 3 4 5
Section 343	1 2 3 4 5
Section 344	1 2 3 4 5
Section 345	1 2 3 4 5
Section 346	1 2 3 4 5
Section 347	1 2 3 4 5
Section 348	1 2 3 4 5
Section 349	1 2 3 4 5
Section 350	1 2 3 4 5
Section 351	1 2 3 4 5
Section 352	1 2 3 4 5
Section 353	1 2 3 4 5
Section 354	1 2 3 4 5
Section 355	1 2 3 4 5
Section 356	1 2 3 4 5
Section 357	1 2 3 4 5
Section 358	1 2 3 4 5
Section 359	1 2 3 4 5
Section 360	1 2 3 4 5
Section 361	1 2 3 4 5
Section 362	1 2 3 4 5
Section 363	1 2 3 4 5
Section 364	1 2 3 4 5
Section 365	1 2 3 4 5
Section 366	1 2 3 4 5
Section 367	1 2 3 4 5
Section 368	1 2 3 4 5
Section 369	1 2 3 4 5
Section 370	1 2 3 4 5
Section 371	1 2 3 4 5
Section 372	1 2 3 4 5
Section 373	1 2 3 4 5
Section 374	1 2 3 4 5
Section 375	1 2 3 4 5
Section 376	1 2 3 4 5
Section 377	1 2 3 4 5
Section 378	1 2 3 4 5
Section 379	1 2 3 4 5
Section 380	1 2 3 4 5
Section 381	1 2 3 4 5
Section 382	1 2 3 4 5
Section 383	1 2 3 4 5
Section 384	1 2 3 4 5
Section 385	1 2 3 4 5
Section 386	1 2 3 4 5
Section 387	1 2 3 4 5
Section 388	1 2 3 4 5
Section 389	1 2 3 4 5
Section 390	1 2 3 4 5
Section 391	1 2 3 4 5
Section 392	1 2 3 4 5
Section 393	



3 いざ本論学習！ 合格レベルの知識を身につけよう！

いよいよ学習スタート。まずは、「本文」をじっくり、力を入れて読み込みましょう。「サイド記載」については、初学者の人は、1周目は飛ばして読んでかまいません。ただし、初学者であっても負担感がなければ、「本文と併せて読む」ことをお勧めします。学習としては、そのほうが「効率的」です。

本文

サイド記載

赤シート対応

重要度

- A 重要度 高
- B 重要度 中
- C 重要度 低

Section 1 労働基準法の基本理念等

① 労働基準法の基本理念等

② 労働者的人権保障

● 赤シート対応

試験対策上とくに重要な語句は、赤シートで消える色で印刷し、隠せるようにしています。

本書は、項目ごとに重要度を3段階で示しています。

(学習順序)

◆学習上の優先順位の付け方

【教科書読み込み1周目】

本書記載の内容は、すべて本試験において重要度の高いものに絞っています。まず1周目はA～Cランクに関係なく順番に読み進めていき、全体を体系的に理解していくましょう。

【教科書読み込み2周目、3周目】

2周目以降は重要事項をしっかり「覚える」作業です。Aランクのものから順にマスターしましょう。

【7月以降の直前期】

教科書の内容が一通りマスターできているか、重要度の高いAランク、Bランクのものがしっかり理解できているか、確認しましょう。とくに、Aランクのものは、「Aだけ目次」を活用し、確実にマスターするようにしましょう。

最終チェックにはAだけ目次を活用しましょう！

直前期はコレだ!!

Aだけ目次

最終チェックにはAだけ目次を活用しましょう！

CHAPTER 1 労働基準法

CHAPTER 2 外部労働条件

CHAPTER 3 労働時間

CHAPTER 4 労働報酬

CHAPTER 5 労働条件の決定

CHAPTER 6 労働者の人権保障



本文の要素紹介

本文は、社労士試験合格に必要な情報だけを掲載。短期間で最大の効果が出来るよう、さまざまな要素を盛り込みました。目にやさしいフルカラーで見た目のメリハリもばっちり。最後まで飽きずに読み進めることができるのもポイントです。

CH 1 労働基準法

Section 1 労働基準法の基本理念寺

このSectionのポイント



- ①は、労働基準法の根幹ですので、きちんと押さえておきましょう。
- ②は、何を禁止しているのか、条文の語尾に注意して読みましょう。
- ④の労働者と使用者の定義は、しっかりと覚えましょう。

労働基準法は、労働条件の「最低の基準」を設けることによって、労働者を保護する法律として、昭和22年に制定されたものです。

また、労働条件を、労使が「**対等の立場**」において決定することも、労働基準法の基本理念です。このSectionでは、このような労働基準法の基本理念について学習します。

労働基準法の基本理念
(労働者保護)
請求権はこれを行なえることができる時から**5年間**、労働基準法の規定による**賃金**(退職手当を除く)の請求権はこれを行なえることができる時から**3年間**と読み替えることとされています。**R5-選A**

※1 労働の合意がある場合?
労働基準法の基準を用いて労働条件を引き下げることは、たとえ労使の合意に基づいたものであっても違反行為になる。

※2 他の理由での変更は?
労働基準法の基準を上回る労働条件で労働条件を低下させてしまうのが、社会経済情勢の変動で**法定内規**理由がある場合には本条に抵触しない。**R5-IA**

8

試験対策
本試験でよく問われる事項を抽出したものです。確実に押さえておくようにしましょう。

●このSectionのポイント

これから学ぶSectionの内容を簡単にまとめています。Sectionの中で、とくに重要なことを指摘したり、他の科目と比較させながら学んだほうがよいことなど、全体的なアドバイスとしても役立つ内容です。

●過去問ナンバー

本試験での出題実績から、過去10年分を示しています。

R元-1A=令和元年度択一式問題、問1 A

R5-選A=令和5年度選択式問題、空欄A

請求権はこれを行なえることができる時から**5年間**、労働基準法の規定による**賃金**(退職手当を除く)の請求権はこれを行なえることができる時から**3年間**と読み替えることとされています。**R5-選A**

[消滅時効問題]

① 賃金請求権 (②を除く)	5年(当分の間3年)
② 退職手当請求権	5年
③ ①②以外 (災害補償、年次有給休暇等)の請求権	2年

12 災害補償

C

1 災害補償 (法75~80)

使用者は、労働者が「業務上負傷し、又は疾病にかかった」場合には「**療養補償**」(使用者の費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担すること)を、その「**療養のため労働ができるまで賃金を受けない**」場合には「**休業補償**」(労働者の療養中平均賃金の**100分の60**を使用者が支払うこと)を、その後「**障害**」が残った場合には「**障害補償**」を、さらに労働者が「業務上死亡」したときは「**遺族補償**」及び「**葬祭料**」の支払を、行なわなければならぬことになっています。なお、このうち、障害補償及び遺族補償については、一定の場合、**6年間**にわたって分割して支給することができます。

試験対策 派遣労働者に対する災害補償の規定については、派遣元の使用者が義務を負う(派遣法44)。

2 打切補償 (法81)

「**療養補償**を受ける労働者が、**療養開始後3年**を経過しても負傷又は疾病がなおらない場合においては、使用者は、平均賃金の**1,200円分**の**打切補償**を行なう。その後は労働基準法の規定による**補償**を行ななくともよい。」とされています。

**CHAPTER1(労災)で
はしゃげます!**



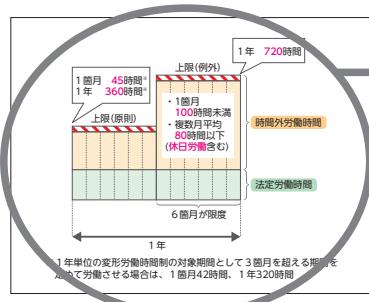
117

(6)

●ひとこと

実務上での対処法など一步踏み込んだ内容を記載しています。このひとことで、「ナルホド」「フムフム」と納得しながら読み進めることができます。

「同居の親族のみを使用する事業」に労働基準法は適用されませんが、これは、例えば、お父さんが社長で息子が従業員のような会社で、社長と従業員で対立したとしても、それは、「労使対立」というよりは、「親子喧嘩」というものです。労働基準法は、そのような「労使関係（親子関係）」には立ち入らないということです。



フルカラーの図表で、複雑でわかりにくい仕組みや制度も、パッと見てすぐに頭に入ります。

①目的等

1 目的 (法1-1) 改正

「雇用保険は、分娩・出産・夫業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うは

A

直近で法改正があった箇所には改正マークがあります。



サイド記載の紹介

本文とリンクさせたサイド記載は、語句の説明や、細かい内容でも本試験で出題が予想される事項、本文を読んだあとにすぐに確認したい過去問などをまとめたものです。

語句

語句の定義や意味を記載しています。本文を理解するうえで重要なので目を通しておきましょう。

参考 応用的な内容のうち、出題実績が低いものを記載しています。必ずしも完全に把握しておく必要はありませんが、確認をしておきましょう。

発展 応用的な内容のうち、出題実績が高いものを記載しています。確実に合格するためには、ここでの知識も必要となります。

過去問 教科書の記載内容に関連した過去問を紹介しています。本試験の間われ方がテキストでも確認できるので便利です。

本文とサイド記載の※数字は、原則見開きページ内での通番となっています。同じ数字が対応していますので、確認しながら読み進めていってください。

62 CH3 労災・災害、賃金の支給

④ 1 公課の禁止 (法12-6)
「被扶養者の他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準として課するべきことはできない。」
問合せ番号：A1

⑤ 2 遺族（被扶養）等全額の場合は？
その支給額の一部を差し引いて年金額を算定する場合に該当する期間が定められる。
問合せ番号：A2

⑥ 3 「被扶養」での調整
内払延滞又は不當処理は行わぬ。厚生年金保険料の支給額の割合は、年金額の割合と同一である。
問合せ番号：A3

⑦ 4 前述の処理
の範囲に該当する場合、内払延滞の一部を差し引いて支給額を算定する。
問合せ番号：A4

⑧ 1 内払処理
⑨ 1 支給停止及び減額改定の場合 (法12-1)
「年金たる保険給付の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる保険給付が支給されたときは、その支給された年金たる保険給付は、その後に支払すべき年金たる保険給付の内払とみなすことができる。年金たる保険給付を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その理由が生じた月の翌月の分として減額しない額の年金たる保険給付が支給された場合における当該年金

本文とサイド記載の※数字は、原則見開きページ内での通番となっています。同じ数字が対応していますので、確認しながら読み進めていってください。

① 公課の禁止 (法12-6)
「被扶養者の他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準として課するべきことはできない。」
問合せ番号：A1

② 遺族（被扶養）等全額の場合は？
その支給額の一部を差し引いて年金額を算定する場合に該当する期間が定められる。
問合せ番号：A2

③ 「被扶養」での調整
内払延滞又は不當処理は行わぬ。厚生年金保険料の支給額の割合は、年金額の割合と同一である。
問合せ番号：A3

④ 前述の処理
の範囲に該当する場合、内払延滞の一部を差し引いて支給額を算定する。
問合せ番号：A4

⑤ 支給停止及び減額改定の場合 (法12-1)
「年金たる保険給付の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる保険給付が支給されたときは、その支給された年金たる保険給付は、その後に支払すべき年金たる保険給付の内払とみなすことができる。年金たる保険給付を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その理由が生じた月の翌月の分として減額しない額の年金たる保険給付が支給された場合における当該年金

本文とサイド記載の※数字は、原則見開きページ内での通番となっています。同じ数字が対応していますので、確認しながら読み進めていってください。

① 公課の禁止 (法12-6)
「被扶養者の他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準として課するべきことはできない。」
問合せ番号：A1

② 遺族（被扶養）等全額の場合は？
その支給額の一部を差し引いて年金額を算定する場合に該当する期間が定められる。
問合せ番号：A2

③ 「被扶養」での調整
内払延滞又は不當処理は行わぬ。厚生年金保険料の支給額の割合は、年金額の割合と同一である。
問合せ番号：A3

④ 前述の処理
の範囲に該当する場合、内払延滞の一部を差し引いて支給額を算定する。
問合せ番号：A4

⑤ 支給停止及び減額改定の場合 (法12-1)
「年金たる保険給付の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる保険給付が支給されたときは、その支給された年金たる保険給付は、その後に支払すべき年金たる保険給付の内払とみなすことができる。年金たる保険給付を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その理由が生じた月の翌月の分として減額しない額の年金たる保険給付が支給された場合における当該年金



4 ミニテストで知識を定着！ 知識を確実に固めよう！

Sectionの最後に知識確認のためのミニテストを用意しました。教科書で学んだ知識は、問題での確認が一番定着します。ミニテストには、「○×チェック」と「穴埋めチェック」があります。Sectionごとに確実にマスターしていきましょう。

ミニテストで間違えたものは、問題番号にあるチェック欄にチェックを入れておきましょう。時間がたってからもう一度チャレンジし、繰り返し解いて確実に正解できるまで確認しましょう。

教科書の参照項目番号です。

ミニテスト

[○×チェック]

1 労働条件は、労働者が入るに値する生活を営むための需要を充たすべきものでなければならない。(①②)

2 労働条件を低下させることはできない。(①②)

3 使用者は、労働者の社会的身分を理由として、労働条件について、差別の取扱をすることは差し支えない。(②③)

4 使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差を設けることは差し支えない。(②④)

5 使用者は、暴行によって、労働者の意思に反して労働を強制することができない。(②⑤)

6 労働者の不利にならなければ、業として他人の就業に介入して利益を得ることも許される。(②⑥)

7 使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権を使用するために必要な時間を見計らった場合には、拒んではならない。(②⑦)

8 同居の親族のみを使用する事業は、労働基準法の適用事業である。(③⑧)

9 労働基準法で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事業所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。(④⑨)

10 労働基準法で「使用者」とは、事業主又は事業の経営担当者のみを意味する。(④⑩)

[穴埋めチェック]

1 労働基準法で定める労働条件の基準は、□A□のものであるから、□B□労働關係の当事者は、この基準を理由として労働条件を□C□させてはならないことはもとより、その□D□を因るよう努めなければならない。(①②)

2 使用者は、労働者の□E□、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、□F□をしてはならない。(②①)

Section 1 労働基準法の基本理念等 19

解 答

[○×チェック]

1 ○
2 ×
説明の基準を理由に、「低下させなければならない」。

3 ×
差別の取扱をしてはならない。

4 ×
賃金に差を設けてはならない。

5 ×
説明のないやめる強制は禁止されている。

6 ×
労働者に有利にならなくとも、業として他人の就業に介入して利益を得ることはされない。

7 ○
8 ×
説明の事業は、労働基準法の適用が除外される。

9 ○
10 ×
説明に当事者のもの、その事業の労働条件に影響する事項において、事業主のために行動をするすべての者が含まれる。

[穴埋めチェック]

1
A最低
B低下
C向上
2
D国籍
E差別の取扱



問題集にもチャレンジ！

ミニテストで基本的な内容がマスターできたら、「社労士の問題集（別売り）」にチャレンジしてみましょう。社労士の問題集は、本試験と同じ択一式、選択式形式で問題が構成されています。問題集では、教科書で学んだ知識の応用力を問う問題も多くあり、最初は難しい感じるかもしれませんのが、あきらめずに前に進めていけば、必ずできるようになります。



とっても便利！ 2冊にバラして使える!!

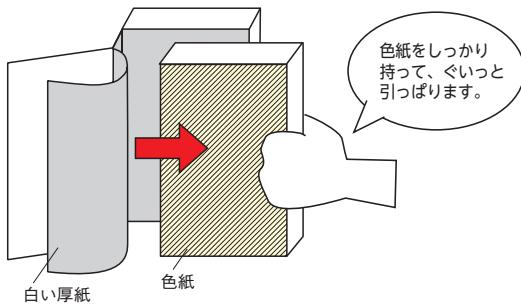
セパレートBOOK形式

本書は、労働関係科目と、社会保険関係科目の2部構成となっていて、Part 1とPart 2で分解して使用することができる作りになっています。

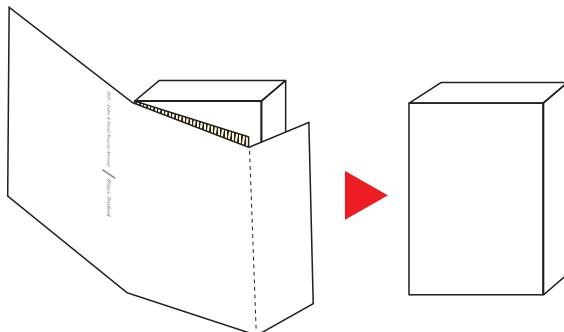
★セパレートBOOKの作りかた★

①白い厚紙から、色紙のついた冊子を取り外します。

※色紙と白い厚紙が、のりで接着されています。乱暴に扱いますと、破損する危険性がありますので、丁寧に抜きとるようにしてください。



②本体のカバーを裏返しにして、抜きとった冊子にあわせてきれいに折り目をつけて使用してください。



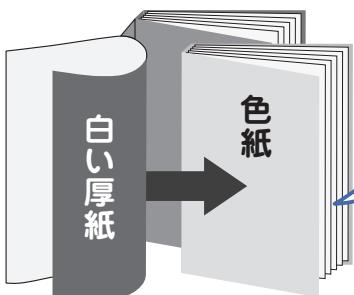
※抜きとるさいの損傷についてのお取替えはご遠慮願います。

さらに便利！ シールの活用方法

分冊して使うなら「背表紙シール」で 科目もわかりやすくきれいに!!

本書は、労働関係科目と社会保険科目の2分冊セパレートBOOK形式!!
分冊したら「背表紙シール」できれいに2分冊に仕上げられます。

▼まずは、白い厚紙から、色紙のついた冊子を取り外します。



色紙をしっかりと
ぐいっと引っぱります！



第1分冊 (Part1) : 労働関係科目
第2分冊 (Part2) : 社会保険関係科目

※色紙と白い厚紙が、のりで接着されています。乱暴に扱いますと、破損する危険性がありますので、丁寧に抜きとってください。
また、抜きとる際の損傷についてのお取替えはご遠慮願います。

►取り外した冊子の背表紙に「背表紙シール」を貼ります。

[背表紙シールの貼り方]

- ①付録の背表紙シールを切れ目にそつて切り離してください。
- ②点線 (...) を背表紙の両端に合わせてください。
- ③取り外した冊子の、のりのあとが隠れるように高さを合わせて貼ってください。

分冊してもわかりやすく
見た目もきれいになるよ。
使い方はコチラ！



Sectionごとの「インデックスシール」で 学習したいテーマが見つけやすくなる!

全88Sectionすべてと別冊六法の「インデックスシール」をご用意しました!
ご自分でセレクトいただき、あなただけの「社労士の教科書」に!



[インデックスシールの貼り方]

- 付録のシールを切れ目にそって切り離してください。
- 各CHAPTER内にあるSectionの最初のページにシールを貼ってください。



社会保険労務士試験の概要

試験概要・実施スケジュール

受験案内配布	4月中旬～
受験申込受付期間	4月中旬～5月下旬（令和6年は4月15日～5月31日） ※インターネット申込み、または郵送申込み
試験日程	8月下旬（令和6年は8月25日）
合格発表	10月上旬（令和6年は10月2日）
受験料	15,000円

主な受験資格

学校教育法による大学、短期大学、専門職大学、専門職短期大学若しくは高等専門学校（5年制）を卒業した者又は専門職大学の前期課程を修了した者
行政書士試験に合格した者
※ 詳細は「全国社会保険労務士会連合会 試験センター」のホームページにてご確認ください。

試験形式

社労士試験は「選択式」と「択一式」の2種類の試験形式があり、それぞれの合格基準を満たして合格となります。

選択式	8問出題（40点満点（1問あたり空欄が5つ）） 解答時間は80分 文章中の5つの空欄に、選択肢の中から正解番号を選び、マークシートに記入します。
択一式	70問出題（70点満点） 解答時間は210分 5つの選択肢の中から、正解肢をマークシートに記入します。

合格基準

合格基準について、年度により多少の前後がありますが、例年総得点の7割程度となります。それぞれの試験における総得点の基準と、各科目ごとの基準と、両方をクリアする必要があります。

参考 令和5年度本試験の合格基準

選択式：総得点26点以上かつ各科目3点以上

択一式：総得点45点以上かつ各科目4点以上

試験科目

科目名	選択式	択一式
労働基準法	2科目 混合問題で1問	7問
労働安全衛生法		3問
労働者災害補償保険法	1問	7問
雇用保険法	1問	7問
労働保険の保険料の徴収等に関する法律	なし	6問
労務管理その他の労働に関する一般常識	1問	10問
社会保険に関する一般常識	1問	
健康保険法	1問	10問
厚生年金保険法	1問	10問
国民年金法	1問	10問

過去 5 年間の受験者数・合格者数の推移

年度	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
受験申込者数	49,570人	49,250人	50,433人	52,251人	53,292人
受験者数	38,428人	34,845人	37,306人	40,633人	42,741人
合格者数	2,525人	2,237人	2,937人	2,134人	2,720人
合格率	6.6%	6.4%	7.9%	5.3%	6.4%

詳細の受験資格や受験申込み及びお問合せは
「全国社会保険労務士会連合会 試験センター」へ
<https://www.sharosi-siken.or.jp>



TAC出版の社労士書籍 合格活用術

ここでは、独学で合格を目指していくためのフローをご紹介します。

「みんなが欲しかった!シリーズ」と「無敵シリーズ」でていねいに学習を進めていけば、合格に必要な知識は着実についていきます。

2025年度試験での合格を目指し、TAC出版の書籍をフル活用して、がんばりましょう!



「合格へのはじめの一歩」

本気でやさしい
入門書！

社労士試験の全体像、
学習内容のイメージを
つかみましょう！



「社労士の教科書」「社労士の問題集」

「教科書」を読んで
内容を理解、
「問題集」で教科書の
理解度をチェック！
この繰り返しが知識の
定着につながります。



「合格のツボ 選択対策」「合格のツボ 択一対策」「全科目横断総まとめ」

「合格のツボ」で予想問題を
たくさん解き、基本を強化。
「全科目横断総まとめ」で、
知識をさまざまな角度から
整理し、確実におさえましょう。



+Web
サポートも
充実!

TAC出版の社労士書籍は、書籍刊行後に法改正があった場合でも、法改正情報を、TAC出版書籍販売サイト「Cyber Book Store」ですばやく公開していくので、安心して学習に集中することができます。全力で独学者を応援していきます！



「社労士の年度別 過去問題集 5年分」

最新5年分の過去問を解き、
実力チェック！
何度も繰り返し解きましょう！



「社労士の直前予想模試」

今までの学習内容の最終確認として、
予想模試にチャレンジ！
本試験形式の予想問題を
2回分収載しています！

2025
年試験
合格！

無敵
シリーズ

試験に勝つためのマストアイテム !!



無敵の社労士
①スタートダッシュ



無敵の社労士
②本試験徹底解剖



無敵の社労士
③完全無欠の直前対策

CONTENTS

- はじめに／(3) 本書の特長と効果的な学習法／(4)
セパレートBOOK形式／(9) シールの活用方法／(10)
社会保険労務士試験の概要／(12) TAC出版の社労士書籍 合格活用術／(14)
はじめての社労士試験 スタートアップ講座／(22)
社労士試験 法改正トピックス／(30)
労働関係科目のイメージ図／(42) 社会保険関係科目のイメージ図／(44)



Part 1 労働関係科目

Part 1 労働関係科目 CONTENTS

() 内は科目別ページ番号です。

CHAPTER 1 労働基準法

オリエンテーション／2(2)	
Section 1 労働基準法の基本理念等	8(8)
Section 2 労働契約等	20(20)
Section 3 賃金	37(37)
Section 4 労働時間、休憩、休日	49(49)
Section 5 变形労働時間制	60(60)
Section 6 時間外労働・休日労働	70(70)
Section 7 みなし労働時間制	83(83)
Section 8 年次有給休暇	89(89)
Section 9 年少者、妊娠婦等	97(97)
Section 10 就業規則、監督等その他	108(108)

CHAPTER 2 労働安全衛生法

オリエンテーション／122(2)	
Section 1 目的等	128(8)
Section 2 安全衛生管理体制 I	131(11)
Section 3 安全衛生管理体制 II	145(25)
Section 4 事業者等の講ずべき措置等	154(34)
Section 5 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制	158(38)
Section 6 就業制限、安全衛生教育	172(52)
Section 7 作業環境測定、作業の管理等	176(56)

Section 8	健康診断	179(59)
Section 9	面接指導等	187(67)
Section10	監督等その他	194(74)

CHAPTER 3 労働者災害補償保険法

オリエンテーション／204(2)

Section 1	目的等	210(8)
Section 2	業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害	214(12)
Section 3	給付基礎日額	224(22)
Section 4	保険給付 I	231(29)
Section 5	保険給付 II	242(40)
Section 6	保険給付 III	251(49)
Section 7	通則等	261(59)
Section 8	社会復帰促進等事業	274(72)
Section 9	特別加入	282(80)
Section10	不服申立て、雑則その他	289(87)

CHAPTER 4 雇用保険法

オリエンテーション／296(2)

Section 1	目的等	304(10)
Section 2	被保険者等	307(13)
Section 3	失業等給付、求職者給付 I	319(25)
Section 4	求職者給付 II	343(49)
Section 5	求職者給付 III	350(56)
Section 6	求職者給付 IV	353(59)
Section 7	就職促進給付	357(63)
Section 8	教育訓練給付	368(74)
Section 9	雇用継続給付、育児休業等給付	375(81)
Section10	通則、不服申立て、雑則その他	392(98)

CHAPTER 5 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

オリエンテーション／406(2)

Section 1	総則、保険関係の成立及び消滅等	412(8)
Section 2	事業の一括	418(14)
Section 3	労働保険料の種類等	423(19)
Section 4	概算保険料	431(27)
Section 5	確定保険料等	441(37)

Section 6	メリット制	446(42)
Section 7	印紙保険料	451(47)
Section 8	特例納付保険料	456(52)
Section 9	督促等、不服申立て、雑則その他	459(55)
Section 10	労働保険事務組合	466(62)

CHAPTER 6 労務管理その他の労働に関する一般常識

オリエンテーション／474(2)

Section 1	集団的労使関係法	480(8)
Section 2	個別労働関係法	487(15)
Section 3	労働市場法	531(59)
Section 4	労務管理	571(99)
Section 5	労働経済、労働統計	583(111)

Part 1 索引／594

Part 2 社会保険関係科目



Part 2 社会保険関係科目 CONTENTS () 内は科目別ページ番号です。

CHAPTER 7 健康保険法

オリエンテーション／2(2)

Section 1	目的等、保険者	8(8)
Section 2	適用事業所、被保険者等	19(19)
Section 3	保険医療機関等	40(40)
Section 4	標準報酬	45(45)
Section 5	保険給付 I	60(60)
Section 6	保険給付 II	83(83)
Section 7	費用の負担等	99(99)
Section 8	日雇特例被保険者に関する保険給付等	118(118)
Section 9	通則等	133(133)
Section 10	保健事業及び福祉事業、不服申立て、雑則等	140(140)

CHAPTER 8 国民年金法

オリエンテーション／148(2)

Section 1	目的等	154(8)
Section 2	被保険者等	157(11)

Section 3	費用の負担等	172(26)
Section 4	老齢基礎年金	193(47)
Section 5	障害基礎年金	213(67)
Section 6	遺族基礎年金	227(81)
Section 7	独自給付等	239(93)
Section 8	年金額の調整等	247(101)
Section 9	通則等、不服申立て、雑則等	252(106)
Section10	国民年金基金等	264(118)

CHAPTER 9 厚生年金保険法

オリエンテーション／274(2)

Section 1	目的等	280(8)
Section 2	被保険者等	285(13)
Section 3	標準報酬	303(31)
Section 4	本来の老齢厚生年金	310(38)
Section 5	特別支給の老齢厚生年金等	326(54)
Section 6	障害厚生年金等	341(69)
Section 7	遺族厚生年金等	353(81)
Section 8	離婚時における標準報酬の分割	368(96)
Section 9	年金額の調整等、通則等	375(103)
Section10	費用の負担等、不服申立て、雑則等	385(113)

CHAPTER10 社会保険に関する一般常識

オリエンテーション／400(2)

Section 1	社会保険法規等	404(6)
Section 2	企業年金制度、社会保険労務士法	441(43)
Section 3	社会保障制度、社会保障の沿革等	472(74)

Part 2 索引／484

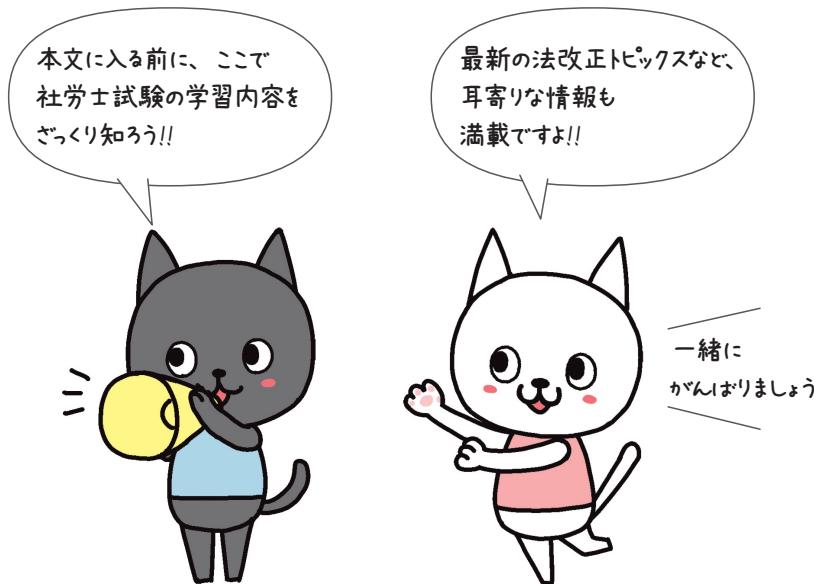


MEMO



はじめての社労士試験 スタートアップ講座

By 滝澤 ななみ



特別企画

はじめての社労士試験 スタートアップ講座



By 滝澤ななみ

各科目の具体的な内容に入る前に、
社労士試験の勉強で学ぶ科目のことを
ここでざっくりご紹介します。



ガイダンス

これから皆さんか学習する**社会保険労務士**とは、「社会保険」と「**労務(労働)**」の専門家のことです。ですから、本書でも大きく「社会保険」と「労働」について学習していきますか……

ガイダンス

社会保険のほうが少々複雑なので、この本では、さきにPart1で労働関係について学習し、つづいてPart2で社会保険関係について学習していきます。

社会保険 労務 士



Part1

労働関係科目で学習すること

Part1 労働関係科目では、働くうえで深くかかわってくる法律について学習します。
労働関係でみていく法律はこんな感じです。→
ちょっとわかりづらいですね。ひとつずつみていきましょう。



CH1

労働基準法

一般的には使用者よりも労働者のほうが立場が弱いので、たとえば、「労働時間が1日15時間、休日なし」でよければ雇ってあげると言われたときに、労働者はこのような労働条件でものざるを得ないことがあります。したら、労働者があまりにもかわいそうですね。

CH1

労働基準法

このようなときに、「労働基準法」が労働者を守ってくれるのであります。たとえば「労働基準法」では、「1日の労働時間は8時間まで、休日は1週1日以上」と定められており、すべての会社はこの定めに従わなければなりません。
違反すれば罰則があります。
このように労働条件の最低基準を定めて労働者を保護する法律が「労働基準法」です。



働いてもらう側
=使用者

働く側
=労働者

✖ CH2

労働安全衛生法

それから、労働者の安全と健康を確保する必要があります。

このような、労働者の安全と健康にかかわる重要な事柄を定めている法律が「労働安全衛生法」です。

1年に1回は
会社の経費で
健康診断を行って
くださいね!

安全衛生管理
体制を整えて
くださいね!



✖ CH3

労働者災害補償 保険法

「労働基準法」では、労働者が仕事中にケガをしたり、仕事がもとで病気になった場合には、使用者にその補償をする義務を負わせています。



会社に落ち度がなくても、
労働者に補償しなさいね!

✖ CH3

労働者災害補償 保険法

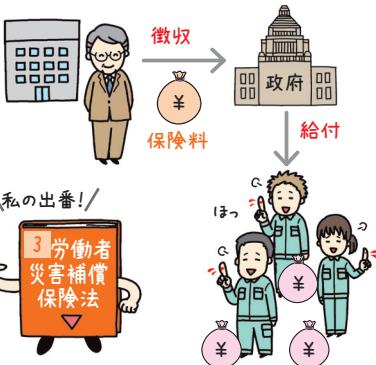
しかし、大きな事故が起きて、たくさんの労働者がケガをしてしまった場合や重い障害をおってしまった場合、また不幸にして亡くなってしまった場合などには、補償金額が大きくなりすぎて、会社がそれを支払うことができなくなるかもしれません。

金額が大きすぎて、
支払えません…

支払ったら、
会社が倒産
しちゃうよ…

そ、それは
マズイかも…





CH3

労働者災害補償 保険法

このような事態を防ぐために「**労働者災害補償保険法**」があります。よく「**労災保険**」といわれています。

労災保険では、政府が会社から保険料を徴収し、仕事中に労働者がケガをしたときなどには、その保険料をもとに、労働者へ保険給付を行います。労働者は、仕事中にケガをしたときでも、確実に補償が受けられることになるのです。

CH4

雇用保険法

たとえば、失業した場合、すぐに次の就職先を見つければよいのですが、そう上手くいかないこともあります。

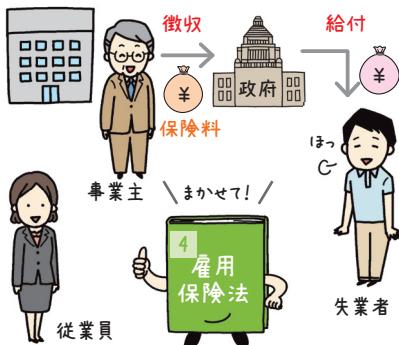
失業中は収入もないため、目先の生活のことで手一杯になり、求職活動どころではなくくなってしまうかもしれません。



生活、どうしよう!?



会社員
→失業者に!



CH4

雇用保険法

そんな状態を回避するために、「**雇用保険法**」があります。

「**雇用保険法**」では、失業者に対して求職者給付を行うことによって、失業中の生活を支えています。

CH4 | 雇用保険法

また、高齢で定年になったり、介護をするために会社を休むような場合でも、雇用が継続されるように給付金を支給したり、労働者が教育訓練を受けた場合に給付金を支給したり、育児のための給付金を支給したりしています。

このように「雇用保険法」では、労働者が安心して求職活動をし、継続して働く仕組みを用意しているのです。

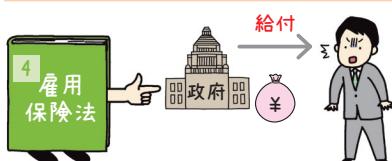
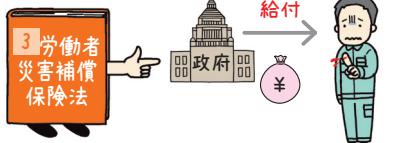
ま、雇用のセーフティーネットって感じですかね

失業のときの給付

高齢・介護のときの雇用継続のための給付

教育訓練受講のための給付

育児のための給付



CH5 | 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

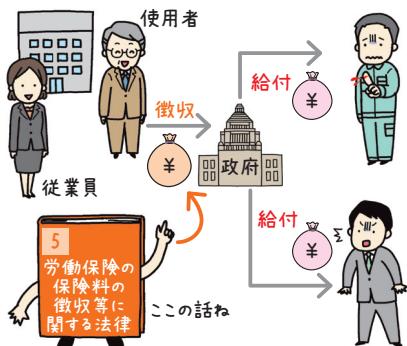
労働者が仕事中にケガをしたときなどには、労災保険によって給付が行われます。

また、労働者が失業したとき等には、雇用保険によって給付が行われます。

CH5 | 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

この給付の原資となるものは保険料や税金です。

「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」は、労災保険や雇用保険の保険料の徴収について定めた法律です。





CH6

労務管理その他の労働に関する一般常識

以上の科目のほか、労働に関する他の法律や諸々のテーマについて、「労務管理その他の労働に関する一般常識」として学習します。

「労務管理その他の労働に関する一般常識」は、大きく労働法規、労務管理、労働経済・労働統計の3つから構成されています。

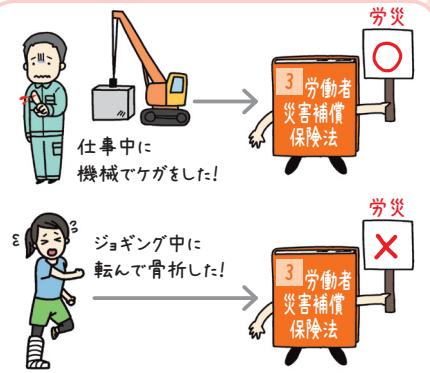
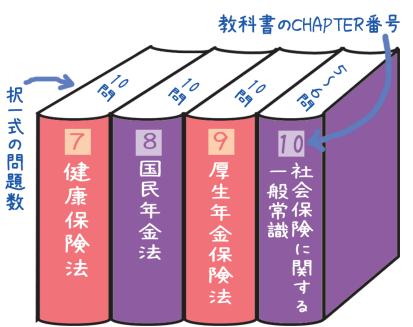
Part2

社会保険関係科目で学習すること

Part2 社会保険関係科目では、おもに医療保険と年金について学習します。

社会保険関係科目でみていく法律はこんな感じです。→

それでは、ひとつずつ簡単にみていきましょう。



CH7

健康保険法

仕事中のケガや病気については、労災保険によって給付が行われますが、普段の生活においてケガをしたり病気になったりしたときには労災保険の適用にはなりません。

この場合は、どうなるのでしょうか。

1 Part

労働関係科目

まずここでは、最初に学習する労働基準法をはじめ、働く（働かせる）うえで深く関わってくるルール（法律）について学習していきます。普段意識せず働いていても、そのルールは法律によって決められているということがわかるようになります。

CHAPTER1 ■ 労働基準法

CHAPTER2 ■ 労働安全衛生法

CHAPTER3 ■ 労働者災害補償保険法

CHAPTER4 ■ 雇用保険法

CHAPTER5 ■ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

CHAPTER6 ■ 労務管理その他の労働に関する一般常識

Part 1

労働関係科目

CONTENTS

ⒶⒷⒸは、重要度を示しています。() 内は科目別ページ番号です。

CHAPTER 1

労働基準法

オリエンテーション	2(2)
-----------	------

Section 1 労働基準法の基本理念等 8(8)

① 労働基準法の基本理念等Ⓐ	8(8)
② 労働者的人権保障Ⓐ	9(9)
③ 適用事業Ⓐ	12(12)
④ 労働者と使用者の定義Ⓐ	16(16)
ミニテスト	19(19)

Section 2 労働契約等 20(20)

① 労働契約Ⓐ	20(20)
② 労働条件の明示Ⓐ	21(21)
③ 労働者の長期人身拘束の防止Ⓐ	23(23)
④ 解雇Ⓐ	27(27)
⑤ 退職時等の証明等Ⓑ	33(33)
ミニテスト	36(36)

Section 3 賃金 37(37)

① 賃金の定義Ⓐ	37(37)
② 賃金支払の5原則Ⓐ	38(38)
③ 非常時払Ⓑ	43(43)
④ 休業手当Ⓐ	43(43)
⑤ 出来高払制の保障給Ⓑ	44(44)
⑥ 平均賃金Ⓑ	44(44)
ミニテスト	48(48)

Section 4 労働時間、休憩、休日 49(49)

① 労働時間Ⓑ	49(49)
② 法定労働時間Ⓐ	50(50)
③ 休憩Ⓑ	51(51)
④ 休日Ⓑ	53(53)
⑤ 労働時間等の適用除外Ⓐ	54(54)
ミニテスト	59(59)

Section 5 变形労働時間制 60(60)

① 1箇月単位の変形労働時間制Ⓑ	61(61)
② 1年単位の変形労働時間制Ⓑ	62(62)
③ フレックスタイム制Ⓑ	65(65)
④ 1週間単位の非定型的変形労働時間制Ⓑ	67(67)
ミニテスト	69(69)

Section 6 時間外労働・休日労働 70(70)

① 時間外労働・休日労働Ⓐ	70(70)
② 臨時の必要による時間外労働・休日労働Ⓑ	71(71)
③ 三六協定による時間外労働・休日労働Ⓐ	72(72)
④ 割増賃金Ⓑ	76(76)
ミニテスト	82(82)

Section 7 みなし労働時間制 83(83)

① 事業場外労働のみなし労働時間制Ⓑ	83(83)
② 専門業務型裁量労働制Ⓑ	85(85)
③ 企画業務型裁量労働制Ⓑ	86(86)
ミニテスト	88(88)

Section 8 年次有給休暇 89(89)

① 年次有給休暇の権利の発生Ⓐ	89(89)
② 年次有給休暇の成立と効果Ⓐ	91(91)
③ 付与日数Ⓐ	91(91)
④ 付与の方法Ⓐ	93(93)
⑤ 年次有給休暇中の賃金Ⓐ	95(95)
⑥ 年次有給休暇を取得した労働者に対する措置Ⓐ	96(96)
ミニテスト	96(96)

Section 9 年少者、妊娠婦等 97(97)

① 未成年者の労働契約等Ⓑ	97(97)
---------------	--------

② 最低年齢⑧	97(97)
③ 年少者⑧	98(98)
④ 妊産婦等Ⓐ	102(102)
⑤ 年少者、妊産婦等の就業制限Ⓒ	105(105)
⑥ 徒弟の弊害排除Ⓒ	106(106)
ミニテスト	107(107)

Section10 就業規則、

監督等その他 108(108)

① 就業規則の作成及び届出Ⓐ	108(108)
② 就業規則の必要記載事項Ⓐ	109(109)
③ 制裁規定の制限Ⓑ	111(111)
④ 効力関係Ⓐ	112(112)
⑤ 寄宿舎生活の自由と自治Ⓒ	112(112)
⑥ 寄宿舎規則Ⓑ	113(113)
⑦ 監督上の行政措置Ⓒ	114(114)
⑧ 周知義務Ⓐ	114(114)
⑨ 記録Ⓑ	115(115)
⑩ 付加金の支払Ⓑ	116(116)
⑪ 時効Ⓑ	116(116)
⑫ 災害補償Ⓒ	117(117)
⑬ 監督機関Ⓒ	118(118)
⑭ 罰則Ⓒ	119(119)
ミニテスト	120(120)

CHAPTER 2

労働安全衛生法

オリエンテーション 122(2)

Section 1 目的等

128(8)

① 目的Ⓐ	128(8)
② 事業者等の責務Ⓐ	128(8)
③ 定義等Ⓐ	129(9)
④ 事業者に関する規定の適用Ⓑ	130(10)
ミニテスト	130(10)

Section 2 安全衛生管理体制 I 131(11)

① 総括安全衛生管理者Ⓐ	131(11)
--------------	---------

② 安全管理者Ⓑ	133(13)
③ 衛生管理者Ⓐ	135(15)
④ 産業医Ⓐ	136(16)
⑤ 安全衛生推進者・衛生推進者Ⓑ	139(19)
⑥ 作業主任者Ⓑ	140(20)
⑦ 安全委員会Ⓑ	141(21)
⑧ 衛生委員会Ⓑ	142(22)
ミニテスト	144(24)

Section 3 安全衛生管理体制 II 145(25)

① 総括安全衛生責任者Ⓑ	145(25)
② 元方安全衛生管理者Ⓑ	147(27)
③ 安全衛生責任者Ⓑ	148(28)
④ 店社安全衛生管理者Ⓒ	148(28)
ミニテスト	149(29)

Section 4 事業者等の講ずべき措置等

154(34)

① 調査等の責務Ⓐ	154(34)
② 元方事業者の責務Ⓐ	154(34)
③ 特定元方事業者の責務Ⓐ	155(35)
④ 製造業の元方事業者の責務Ⓐ	155(35)
⑤ 注文者の責務Ⓐ	156(36)
⑥ 機械等貸与者の責務Ⓐ	156(36)
⑦ 建築物貸与者の責務Ⓐ	156(36)
⑧ その他の措置Ⓐ	156(36)
ミニテスト	157(37)

Section 5 機械等並びに危険物及び

有害物に関する規制 158(38)

① 特定機械等Ⓑ	158(38)
② 第42条の機械等Ⓑ	162(42)
③ 定期自主検査Ⓒ	164(44)
④ 危険・有害物Ⓑ	164(44)
⑤ 有害性の調査Ⓑ	168(48)
ミニテスト	171(51)

Section 6 就業制限、安全衛生教育

	172(52)
① 就業制限◎	172(52)
② 安全衛生教育Ⓐ	173(53)
ミニテスト	175(55)

Section 7 作業環境測定、

作業の管理等

176(56)	
① 作業環境測定◎	176(56)
② 作業の管理Ⓐ	177(57)
③ その他健康の保持増進等のための措置Ⓐ	177(57)
ミニテスト	178(58)

Section 8 健康診断

179(59)	
① 一般健康診断Ⓐ	180(60)
② 特殊健康診断Ⓑ	183(63)
③ その他の健康診断Ⓑ	184(64)
④ 健康診断実施後の措置等Ⓐ	184(64)
ミニテスト	186(66)

Section 9 面接指導等

187(67)	
① 面接指導の実施等Ⓐ	187(67)
② 心理的な負担の程度を把握するための検査等Ⓐ	190(70)
ミニテスト	193(73)

Section 10 監督等その他

194(74)	
① 特別安全衛生改善計画Ⓑ	194(74)
② 安全衛生改善計画Ⓑ	195(75)
③ 計画の届出等Ⓑ	196(76)
④ 監督機関、雑則等◎	197(77)
⑤ 罰則◎	200(80)
ミニテスト	201(81)

CHAPTER 3

労働者災害補償保険法

オリエンテーション	204(2)
-----------	--------

Section 1 目的等

① 目的等Ⓐ	210(8)
② 適用事業Ⓐ	211(9)
③ 暫定任意適用事業Ⓑ	212(10)
ミニテスト	213(11)

Section 2 業務災害、複数業務要因

災害及び通勤災害

214(12)	
① 業務災害Ⓐ	214(12)
② 複数業務要因災害Ⓐ	216(14)
③ 通勤災害Ⓐ	217(15)
ミニテスト	223(21)

Section 3 給付基礎日額

224(22)	
① 給付基礎日額Ⓑ	224(22)
② 給付基礎日額のスライドⒷ	226(24)
③ 年齢階層別の最低限度額・最高限度額Ⓑ	228(26)
ミニテスト	230(28)

Section 4 保険給付 I

231(29)	
① 保険給付の種類Ⓐ	231(29)
② 療養（補償）等給付Ⓐ	233(31)
③ 休業（補償）等給付Ⓐ	236(34)
④ 傷病（補償）等年金Ⓐ	238(36)
ミニテスト	241(39)

Section 5 保険給付 II

242(40)	
① 障害（補償）等給付Ⓐ	242(40)
② 障害（補償）等年金前払一時金Ⓑ	245(43)
③ 障害（補償）等年金差額一時金Ⓑ	247(45)
④ 介護（補償）等給付Ⓑ	248(46)
ミニテスト	250(48)

Section 6 保険給付Ⅲ

① 遺族（補償）等年金Ⓐ	251(49)
② 遺族（補償）等年金前払一時金Ⓑ	255(53)
③ 遺族（補償）等一時金Ⓑ	256(54)
④ 葬祭料等（葬祭給付）Ⓑ	257(55)
⑤ 二次健康診断等給付Ⓑ	258(56)
ミニテスト	260(58)

Section 7 通則等

① 年金給付の支給期間等Ⓐ	261(59)
② 死亡の推定Ⓐ	262(60)
③ 未支給の保険給付Ⓑ	262(60)
④ 受給権の保護Ⓑ	263(61)
⑤ 年金受給権者の定期報告書Ⓐ	264(62)
⑥ 支払の調整Ⓑ	264(62)
⑦ 併給調整Ⓑ	266(64)
⑧ 支給制限等Ⓑ	267(65)
⑨ 費用徴収Ⓑ	268(66)
⑩ 第三者行為災害Ⓑ	269(67)
⑪ 事業主責任災害Ⓑ	271(69)
ミニテスト	273(71)

Section 8 社会復帰促進等事業 274(72)

① 社会復帰促進等事業Ⓑ	274(72)
② 特別支給金Ⓑ	275(73)
③ 特別支給金の通則事項Ⓑ	280(78)
ミニテスト	281(79)

Section 9 特別加入

① 特別加入の対象者Ⓑ	282(80)
② 特別加入の効果Ⓑ	285(83)
ミニテスト	288(86)

Section 10 不服申立て、雑則その他

289(87)	
① 不服申立てⒷ	289(87)
② 時効等Ⓐ	291(89)
ミニテスト	293(91)

CHAPTER 4 雇用保険法

オリエンテーション	296(2)
-----------	--------

Section 1 目的等

① 目的等Ⓐ	304(10)
② 適用事業Ⓐ	305(11)
③ 暫定任意適用事業Ⓑ	305(11)
ミニテスト	306(12)

Section 2 被保険者等

① 被保険者とその種類Ⓐ	307(13)
② 適用除外等Ⓐ	310(16)
③ 被保険者資格の確認Ⓑ	312(18)
④ 適用事業に関する届出Ⓑ	313(19)
⑤ 日雇労働被保険者以外の被保険者に関する届出Ⓐ	314(20)
⑥ 日雇労働被保険者に関する届出Ⓑ	317(23)
⑦ 電子申請の義務Ⓒ	317(23)
ミニテスト	318(24)

Section 3 失業等給付、求職者給付 I

319(25)	
① 失業等給付の種類Ⓐ	319(25)
② 受給資格Ⓐ	320(26)
③ 受給手続Ⓑ	327(33)
④ 基本手当の日額Ⓑ	331(37)
⑤ 所定給付日数Ⓐ	335(41)
⑥ 受給期間Ⓑ	337(43)
ミニテスト	342(48)

Section 4 求職者給付 II

343(49)	
① 延長給付Ⓑ	343(49)
② 基本手当以外の一般被保険者に係る求職者給付Ⓑ	346(52)
ミニテスト	349(55)

Section 5 求職者給付 III

350(56)	
① 高年齢求職者給付金Ⓐ	350(56)
② 特例一時金Ⓐ	351(57)

ミニテスト	352 (58)
Section 6 求職者給付Ⅳ	353 (59)
① 日雇労働求職者給付金⑧	353 (59)
② 基本手当との調整⑧	356 (62)
ミニテスト	356 (62)
Section 7 就職促進給付	357 (63)
① 再就職手当及び就業促進定着手当Ⓐ	357 (63)
② 常用就職支度手当Ⓐ	360 (66)
③ 移転費Ⓐ	362 (68)
④ 求職活動支援費Ⓐ	364 (70)
ミニテスト	367 (73)
Section 8 教育訓練給付	368 (74)
① 教育訓練給付金⑧	368 (74)
② 教育訓練支援給付金⑧	373 (79)
ミニテスト	374 (80)
Section 9 雇用継続給付、 育児休業等給付	375 (81)
① 高年齢雇用継続給付 I (高年齢雇用継続基本給付金) ⑧	376 (82)
② 高年齢雇用継続給付 II (高年齢再就職給付金) ⑧	378 (84)
③ 介護休業給付金⑧	380 (86)
④ 育児休業給付金⑧	383 (89)
⑤ 出生時育児休業給付金⑧	385 (91)
⑥ 出生後休業支援給付金⑧	387 (93)
⑦ 育児時短就業給付金⑧	389 (95)
ミニテスト	391 (97)
Section 10 通則、不服申立て、 雑則その他	392 (98)
① 受給権の保護⑧	392 (98)
② 未支給の失業等給付Ⓒ	392 (98)
③ 不正利得の返還命令等⑧	393 (99)
④ 育児休業等給付への準用Ⓒ	393 (99)
⑤ 不正受給による給付制限⑧	394 (100)
⑥ 就職拒否等による給付制限⑧	395 (101)
⑦ 異職理由による給付制限Ⓐ	396 (102)
⑧ 二事業Ⓒ	397 (103)
⑨ 費用の負担⑧	399 (105)
⑩ 不服申立て⑧	400 (106)
⑪ 雜則等Ⓒ	402 (108)
ミニテスト	404 (110)
CHAPTER 5 労働保険の保険料の徴収等に関する法律	
オリエンテーション	406 (2)
Section 1 総則、保険関係の成立 及び消滅等	412 (8)
① 趣旨Ⓐ	412 (8)
② 適用事業の区分Ⓐ	412 (8)
③ 保険関係の成立Ⓐ	413 (9)
④ 保険関係の消滅Ⓐ	415 (11)
ミニテスト	417 (13)
Section 2 事業の一括	418 (14)
① 有期事業の一括Ⓐ	418 (14)
② 請負事業の一括Ⓐ	419 (15)
③ 下請負事業の分離⑧	420 (16)
④ 繼続事業の一括Ⓐ	420 (16)
ミニテスト	422 (18)
Section 3 労働保険料の種類等	423 (19)
① 労働保険料の種類Ⓐ	423 (19)
② 一般保険料の額Ⓐ	423 (19)
③ 賃金総額Ⓐ	424 (20)
④ 一般保険料率⑧	426 (22)
⑤ 特別加入保険料の額Ⓒ	428 (24)
⑥ 印紙保険料の額⑧	429 (25)
ミニテスト	430 (26)

Section 4 概算保険料	431(27)
① 概算保険料の申告・納付期限Ⓐ	431(27)
② 概算保険料の申告・納付先Ⓐ	432(28)
③ 概算保険料の額Ⓑ	434(30)
④ 概算保険料の延納Ⓑ	435(31)
⑤ 増加概算保険料Ⓑ	437(33)
⑥ 概算保険料の追加徴収Ⓑ	438(34)
⑦ 概算保険料の認定決定Ⓐ	439(35)
ミニテスト	440(36)
Section 5 確定保険料等	441(37)
① 確定保険料の申告期限Ⓐ	441(37)
② 確定保険料の額Ⓑ	442(38)
③ 確定精算Ⓐ	442(38)
④ 確定保険料の認定決定Ⓐ	443(39)
⑤ 口座振替による納付Ⓑ	444(40)
⑥ 電子申請の義務Ⓒ	445(41)
ミニテスト	445(41)
Section 6 メリット制	446(42)
① 継続事業のメリット制Ⓑ	446(42)
② 有期事業のメリット制Ⓒ	448(44)
ミニテスト	450(46)
Section 7 印紙保険料	451(47)
① 印紙保険料の納付Ⓑ	451(47)
② 雇用保険印紙Ⓑ	452(48)
③ 印紙保険料の認定決定Ⓑ	453(49)
ミニテスト	455(51)
Section 8 特例納付保険料	456(52)
① 特例納付保険料Ⓑ	456(52)
② 特例納付保険料の額Ⓑ	456(52)
③ 特例納付保険料の納付の勧奨Ⓑ	457(53)
④ 特例納付保険料の納付Ⓑ	457(53)
ミニテスト	458(54)
Section 9 脅迫等、不服申立て、雑則その他	459(55)
① 脅迫Ⓑ	459(55)
② 滞納処分等Ⓑ	459(55)
③ 延滞金の徴収Ⓑ	460(56)
④ 労働保険料の負担割合Ⓑ	461(57)
⑤ 不服申立てⒸ	463(59)
⑥ 雜則等Ⓒ	463(59)
ミニテスト	465(61)
Section10 労働保険事務組合	466(62)
① 労働保険事務組合の概要Ⓐ	466(62)
② 労働保険事務組合の認可Ⓑ	467(63)
③ 労働保険事務組合の責任等Ⓐ	468(64)
④ 報奨金Ⓒ	471(67)
ミニテスト	472(68)

CHAPTER 6 労務管理その他の労働に関する一般常識

オリエンテーション	474(2)
Section 1 集団的労使関係法	480(8)
① 労働組合法Ⓐ	480(8)
② 労働関係調整法Ⓒ	484(12)
ミニテスト	486(14)
Section 2 個別労働関係法	487(15)
① 労働契約法Ⓐ	487(15)
② 労働時間等設定改善法Ⓒ	492(20)
③ 個別労働紛争解決促進法Ⓒ	493(21)
④ パートタイム・有期雇用労働法Ⓑ	494(22)
⑤ 男女雇用機会均等法Ⓐ	500(28)
⑥ 育児介護休業法Ⓒ	506(34)
⑦ 次世代育成支援対策推進法Ⓑ	520(48)
⑧ 女性活躍推進法Ⓑ	522(50)
⑨ 最低賃金法Ⓐ	526(54)
ミニテスト	529(57)

Section 3 労働市場法	531 (59)
① 労働施策総合推進法⑧	531 (59)
② 職業安定法◎	535 (63)
③ 労働者派遣法⑧	541 (69)
④ 高年齢者雇用安定法⑧	556 (84)
⑤ 障害者雇用促進法⑧	561 (89)
⑥ 職業能力開発促進法◎	566 (94)
⑦ 求職者支援法◎	568 (96)
ミニテスト	570 (98)

Section 4 労務管理	571 (99)
① 人事情報◎	571 (99)
② 雇用管理◎	572 (100)
③ 能力開発◎	575 (103)
④ 賃金管理◎	577 (105)
⑤ 人間関係管理◎	579 (107)
ミニテスト	582 (110)

Section 5 労働経済、労働統計	583 (111)
① 統計に関する基礎知識⑧	583 (111)
② 労働統計の概要⑧	585 (113)
ミニテスト	592 (120)

//直前期はコレだけ!!//

A だけ目次 Part 1

CHAPTER 1 労働基準法

Section 1 労働基準法の基本理念等 8(8)

- ① 労働基準法の基本理念等Ⓐ 8(8)
- ② 労働者の人権保障Ⓐ 9(9)
- ③ 適用事業Ⓐ 12(12)
- ④ 労働者と使用者の定義Ⓐ 16(16)

Section 2 労働契約等 20(20)

- ① 労働契約Ⓐ 20(20)
- ② 労働条件の明示Ⓐ 21(21)
- ③ 労働者の長期人身拘束の防止Ⓐ 23(23)
- ④ 解雇Ⓐ 27(27)

Section 3 賃金 37(37)

- ① 賃金の定義Ⓐ 37(37)
- ② 賃金支払の5原則Ⓐ 38(38)
- ③ 休業手当Ⓐ 43(43)

Section 4 労働時間、休憩、休日 49(49)

- ② 法定労働時間Ⓐ 50(50)
- ⑤ 労働時間等の適用除外Ⓐ 54(54)

Section 6 時間外労働・休日労働 70(70)

- ① 時間外労働・休日労働Ⓐ 70(70)
- ③ 三六協定による時間外労働・休日労働Ⓐ 72(72)

Section 8 年次有給休暇 89(89)

- ① 年次有給休暇の権利の発生Ⓐ 89(89)
- ② 年次有給休暇の成立と効果Ⓐ 91(91)
- ③ 付与日数Ⓐ 91(91)
- ④ 付与の方法Ⓐ 93(93)
- ⑤ 年次有給休暇中の賃金Ⓐ 95(95)
- ⑥ 年次有給休暇を取得した労働者に対する措置Ⓐ 96(96)

Section 9 年少者、妊娠婦等 97(97)

- ④ 妊産婦等Ⓐ 102(102)

重要度がAの項目のみを抽出した目次です。
重要事項の最終チェックリストとして、最後の追いこみに活用してください。

Section 10 就業規則、監督等その他

108(108)

- ① 就業規則の作成及び届出Ⓐ 108(108)
- ② 就業規則の必要記載事項Ⓐ 109(109)
- ④ 効力関係Ⓐ 112(112)
- ⑧ 周知義務Ⓐ 114(114)

CHAPTER 2 労働安全衛生法

Section 1 目的等 128(8)

- ① 目的Ⓐ 128(8)
- ② 事業者等の責務Ⓐ 128(8)
- ③ 定義等Ⓐ 129(9)

Section 2 安全衛生管理体制 I 131(11)

- ① 総括安全衛生管理者Ⓐ 131(11)
- ③ 衛生管理者Ⓐ 135(15)
- ④ 産業医Ⓐ 136(16)

Section 4 事業者等の講ずべき措置等

154(34)

- ① 調査等の責務Ⓐ 154(34)
- ② 元方事業者の責務Ⓐ 154(34)
- ③ 特定元方事業者の責務Ⓐ 155(35)
- ④ 製造業の元方事業者の責務Ⓐ 155(35)
- ⑤ 注文者の責務Ⓐ 156(36)
- ⑥ 機械等貸与者の責務Ⓐ 156(36)
- ⑦ 建築物貸与者の責務Ⓐ 156(36)
- ⑧ その他の措置Ⓐ 156(36)

Section 6 就業制限、安全衛生教育

172(52)

- ② 安全衛生教育Ⓐ 173(53)

Section 7 作業環境測定、作業の管理等

176(56)

- ② 作業の管理Ⓐ 177(57)
- ③ その他健康の保持増進等のための措置Ⓐ 177(57)

Section 8 健康診断

- | | |
|--|---------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ① 一般健康診断Ⓐ | 180(60) |
| <input checked="" type="checkbox"/> ④ 健康診断実施後の措置等Ⓐ | 184(64) |

Section 9 面接指導等

- | | |
|---|---------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ① 面接指導の実施等Ⓐ | 187(67) |
| <input checked="" type="checkbox"/> ② 心理的な負担の程度を把握するための検査等Ⓐ | 190(70) |

CHAPTER 3

労働者災害補償保険法

Section 1 目的等

- | | |
|---|--------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ① 目的等Ⓐ | 210(8) |
| <input checked="" type="checkbox"/> ② 適用事業Ⓐ | 211(9) |

Section 2 業務災害、複数業務要因

災害及び通勤灾害

- | | |
|---|---------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ① 業務災害Ⓐ | 214(12) |
| <input checked="" type="checkbox"/> ② 複数業務要因災害Ⓐ | 216(14) |
| <input checked="" type="checkbox"/> ③ 通勤災害Ⓐ | 217(15) |

Section 4 保険給付 I

- | | |
|--|---------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ① 保険給付の種類Ⓐ | 231(29) |
| <input checked="" type="checkbox"/> ② 療養（補償）等給付Ⓐ | 233(31) |
| <input checked="" type="checkbox"/> ③ 休業（補償）等給付Ⓐ | 236(34) |
| <input checked="" type="checkbox"/> ④ 傷病（補償）等年金Ⓐ | 238(36) |

Section 5 保険給付 II

- | | |
|--|---------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ① 障害（補償）等給付Ⓐ | 242(40) |
|--|---------|

Section 6 保険給付 III

- | | |
|--|---------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ① 遺族（補償）等年金Ⓐ | 251(49) |
|--|---------|

Section 7 通則等

- | | |
|---|---------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ① 年金給付の支給期間等Ⓐ | 261(59) |
| <input checked="" type="checkbox"/> ② 死亡の推定Ⓐ | 262(60) |
| <input checked="" type="checkbox"/> ⑤ 年金受給権者の定期報告書Ⓐ | 264(62) |

Section 10 不服申立て、雑則その他

- | | |
|--|---------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ② 時効等Ⓐ | 289(87) |
| <input checked="" type="checkbox"/> ② 時効等Ⓐ | 291(89) |

CHAPTER 4 雇用保険法

Section 1 目的等

- | | |
|---|---------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ① 目的等Ⓐ | 304(10) |
| <input checked="" type="checkbox"/> ② 適用事業Ⓐ | 305(11) |

Section 2 被保険者等

- | | |
|--|---------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ① 被保険者とその種類Ⓐ | 307(13) |
| <input checked="" type="checkbox"/> ② 適用除外等Ⓐ | 310(16) |
| <input checked="" type="checkbox"/> ⑤ 日雇労働被保険者以外の被保険者に関する届出Ⓐ | 314(20) |

Section 3 失業等給付、求職者給付 I

- | | |
|---|---------|
| | 319(25) |
| <input checked="" type="checkbox"/> ① 失業等給付の種類Ⓐ | 319(25) |
| <input checked="" type="checkbox"/> ② 受給資格Ⓐ | 320(26) |
| <input checked="" type="checkbox"/> ⑤ 所定給付日数Ⓐ | 335(41) |

Section 5 求職者給付 III

- | | |
|--|---------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ① 高年齢求職者給付金Ⓐ | 350(56) |
| <input checked="" type="checkbox"/> ② 特例一時金Ⓐ | 351(57) |

Section 7 就職促進給付

- | | |
|--|---------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ① 再就職手当及び就業促進定着手当Ⓐ | 357(63) |
| <input checked="" type="checkbox"/> ② 常用就職支度手当Ⓐ | 360(66) |
| <input checked="" type="checkbox"/> ③ 移転費Ⓐ | 362(68) |
| <input checked="" type="checkbox"/> ④ 求職活動支援費Ⓐ | 364(70) |

Section 10 通則、不服申立て、雑則その他

- | | |
|--|----------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ⑦ 離職理由による給付制限Ⓐ | 396(102) |
|--|----------|

CHAPTER 5

労働保険の保険料の徴収等に関する法律

Section 1 総則、保険関係の成立及び消滅等

- | | |
|--|---------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ① 趣旨Ⓐ | 412(8) |
| <input checked="" type="checkbox"/> ② 適用事業の区分Ⓐ | 412(8) |
| <input checked="" type="checkbox"/> ③ 保険関係の成立Ⓐ | 413(9) |
| <input checked="" type="checkbox"/> ④ 保険関係の消滅Ⓐ | 415(11) |

Section 2 事業の一括 418(14)

- ① 有期事業の一括Ⓐ 418(14)
- ② 請負事業の一括Ⓐ 419(15)
- ④ 継続事業の一括Ⓐ 420(16)

Section 3 労働保険料の種類等 423(19)

- ① 労働保険料の種類Ⓐ 423(19)
- ② 一般保険料の額Ⓐ 423(19)
- ③ 賃金総額Ⓐ 424(20)

Section 4 概算保険料 431(27)

- ① 概算保険料の申告・納付期限Ⓐ 431(27)
- ② 概算保険料の申告・納付先Ⓐ 432(28)
- ⑦ 概算保険料の認定決定Ⓐ 439(35)

Section 5 確定保険料等 441(37)

- ① 確定保険料の申告期限Ⓐ 441(37)
- ③ 確定精算Ⓐ 442(38)
- ④ 確定保険料の認定決定Ⓐ 443(39)

Section10 労働保険事務組合 466(62)

- ① 労働保険事務組合の概要Ⓐ 466(62)
- ③ 労働保険事務組合の責任等Ⓐ 468(64)

CHAPTER 6 労務管理その他の労働に関する一般常識

Section 1 集団的労使関係法 480(8)

- ① 労働組合法Ⓐ 480(8)

Section 2 個別労働関係法 487(15)

- ① 労働契約法Ⓐ 487(15)
- ⑤ 男女雇用機会均等法Ⓐ 500(28)
- ⑨ 最低賃金法Ⓐ 526(54)

凡 例 本書の執筆においては、次のとおり略称を用いています。

法 1	→法 1 条
法 1 - I	→法 1 条 1 項
法 1 - I ①	→法 1 条 1 項 1 号
法	→単なる法は各CHAPTERの法令（例：CHAPTER 1 内の法は「労働基準法」）
令	→施行令
則	→施行規則
(40)	→昭和40年（例：(40)法附則→昭和40年法附則、(25)法附則→平成25年法附則）
(令和 5)	→令和 5 年（例：(令和 5)法附則→令和 5 年法附則）
労基法	→労働基準法
徴収法	→労働保険の保険料の徴収等に関する法律
労審法	→労働保険審査官及び労働保険審査会法
整備法	→失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
労契法	→労働契約法
労働時間等設定改善法	→労働時間等の設定の改善に関する特別措置法
個紛法	→個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律
パート・有期法	→短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律
均等法	→雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
労働施策総合推進法	→労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律
派遣法	→労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
健保法	→健康保険法
国年法	→国民年金法
厚年法	→厚生年金保険法
国保法	→国民健康保険法
高医法	→高齢者の医療の確保に関する法律
介保法	→介護保険法
社審法	→社会保険審査官及び社会保険審査会法
番号法	→行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
整備政令	→失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
整備省令	→失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令
基金令	→国民年金基金令

廃止前基金令	→公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第1条の規定による廃止前の厚生年金基金令
改定率改定令 措置令	→国民年金法による改定率の改定等に関する政令 →国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令
指定省令	→保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令
年少則	→年少者労働基準規則
特化則	→特定化学物質障害予防規則
支給金則	→労働者災害補償保険特別支給金支給規則
高圧則	→高気圧作業安全衛生規則
療担規則	→保険医療機関及び保険医療養担当規則
寄宿舎規程	→事業附属寄宿舎規程
厚労告	→厚生労働省告示
厚告	→(旧)厚生省告示
労告	→(旧)労働省告示
基発	→厚生労働省労働基準局長名通達
発基	→厚生労働省労働基準局関係の労働事務次官名通達
基収	→厚生労働省労働基準局長が疑義に応えて発する通達
発労徵	→次官又は官房長が発する労働保険徴収課関係の通達
基災発	→(旧)労働省労働基準局労災補償部長名で発する通達
保発	→厚生労働省(旧厚生省)保険局長名通達
保文発	→民間に対して出す厚生省保険局長名通知
保保発	→厚生労働省保険局保険課長名通達
保険発	→(旧)厚生省医療局保険課長名通達
庁保険発	→(旧)社会保険庁運営部医療課長名通達
庁保発	→(旧)社会保険庁医療部長又は保険部長名通達
保医発	→厚生労働省保険局医療課長名通達
年管発	→厚生労働省大臣官房年金管理審議官名通達
年発	→厚生労働省年金局長名通達
20101	→CHAPTER 4 の 5 ケタの数字は「雇用保険に関する業務取扱要領」の番号です。

本書は、2024年8月29日現在において、公布され、かつ、2025年本試験受験案内が発表されるまでに施行されることが確定しているものに基づいて作成しております。

なお、2024年8月30日以降に法改正のあるもの、また法改正はなされているが、施行規則等で未だ細目について定められていないものについては、2025年2月上旬より、下記ホームページの「法改正情報」コーナーにて改正情報を順次公開いたします。

TAC出版書籍販売サイト「サイバーブックストア」

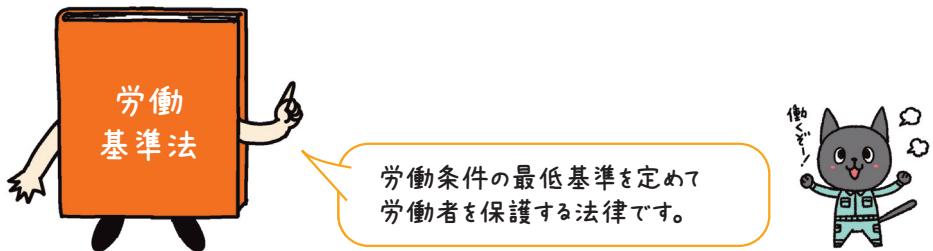
<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

CHAPTER 1

労働基準法

| CONTENTS

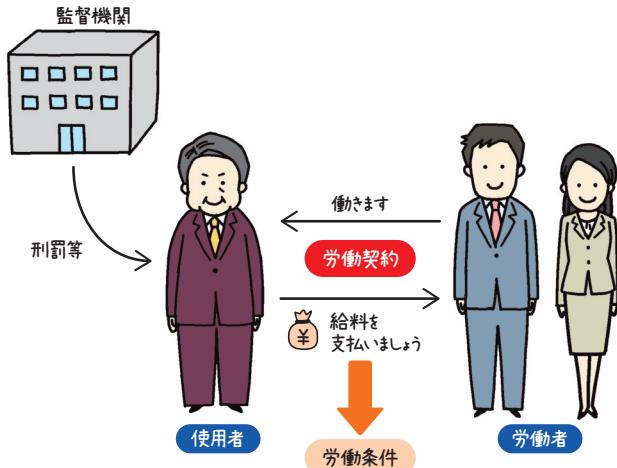
オリエンテーション	2(2)
Section 1 労働基準法の基本理念等	8(8)
Section 2 労働契約等	20(20)
Section 3 賃 金	37(37)
Section 4 労働時間、休憩、休日	49(49)
Section 5 変形労働時間制	60(60)
Section 6 時間外労働・休日労働	70(70)
Section 7 みなし労働時間制	83(83)
Section 8 年次有給休暇	89(89)
Section 9 年少者、妊娠婦等	97(97)
Section 10 就業規則、監督等その他	108(108)





オリエンテーション

労働基準法の全体像



労働基準法は、労働者を保護するために、労働条件の最低基準を定めた法律です。
各Sectionの概要は、次のとおりです。

Section 1

労働基準法の基本理念等

労働者
とは…



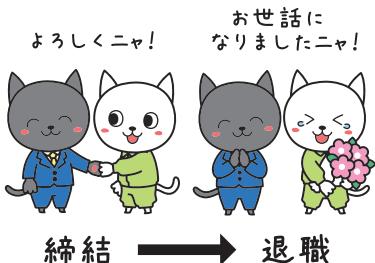
使用者
とは…



労働基準法のベースとなる考え方
を学ぶSectionです。目的や労働者、
使用者の定義など、労働基準法の
根幹となる事項について学びま
す。

Section
2

労働契約等



労働条件のベースとなる労働契約を学びます。労働契約の始まり(締結)から終わり(退職)まで一連の流れを理解しましょう。

Section
3

賃金



労働者の生活の糧となる大事な賃金について学びます。労働基準法は、賃金が確実に労働者に支払われるよう、さまざまな規定をおいています。

Section
4

労働時間、休憩、休日



働きすぎ、働かせすぎを防止するため、労働基準法では、労働時間に関するさまざまな規定をおいています。ここでは1日、1週間の労働時間を中心に学びます。

Section 5

変形労働時間制



労働時間の総枠を柔軟にとらえ、さまざまな働き方を実現するためにつくられた制度が、変形労働時間制です。

変形労働時間制には4種類あります。このSectionでは、それぞれの内容を詳しく学びます。

Section 6

時間外労働・休日労働



時間外労働（いわゆる残業）は、労働基準法で禁止とされている事項で、時間外労働をOKとするには、一定の要件を満たす必要があります。三六協定を中心に、理解を深めていきましょう。

Section 7

みなし労働時間制



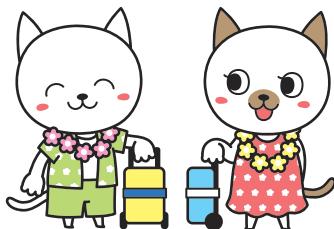
みなし労働時間制は、外回りの営業のように、労働時間の算定が困難な場合などに対処するための制度です。

みなし労働時間制には3種類あります。このSectionでは、それぞれの内容を詳しく学びます。

Section
8

年次有給休暇

リフレッシュするニャ！



「年休」「有給」といわれる「年次有給休暇」について学ぶSectionです。

年次有給休暇は、労働者の心身の疲労回復、ゆとりある生活の実現を目的としています。

Section
9

年少者、妊娠婦等

わたしは…？

ボクは…？



未成年者の労働について制限を加える規定や、母体保護の観点から、妊娠婦等の就業に関して配慮する規定等について学びます。

Section
10

就業規則、監督等その他

うちの会社の
就業規則だニャ



就業規則は、労働時間や賃金等の労働条件や、職場のルールを定めた大事な規定です。また、労働基準法が適正にはたらくよう、刑罰等の規定についても学びます。

傾向と対策

労働基準法は、ここ数年難化傾向にあります。内容については、法律的な論点や判例からの出題が増加傾向にあり、制度趣旨を問う問題も目立つようになりました。まずは、条文の読み方や制度の趣旨などの基本事項を押さえた上で、教科書の内容を自分自身で説明できるくらいにしておきましょう。

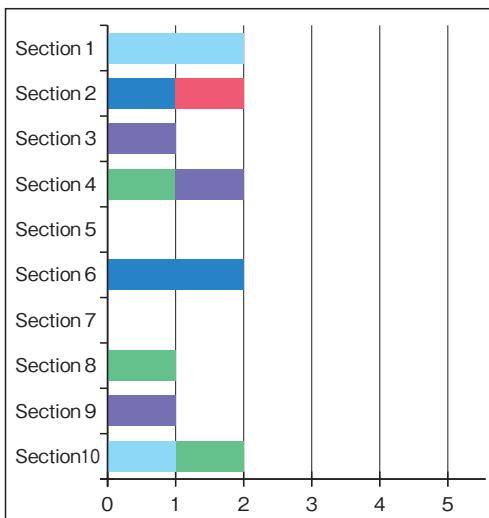
選択式

選択式においては、平成25年以降毎年判例からの出題がみられ、今後も判例からの出題が続くと考えられます。代表的な判例については、その考え方をきちんと把握し、法律用語についても確認しておきたいところです。なお、令和6年は、労働時間に関する判例（三菱重工長崎造船所事件）、賃金の全額払の原則に関する判例（シンガー・ソーリング・メシーン事件）が出題されています。

選択式の出題実績

	R2	R3	R4	R5	R6
Section 1	2	—	—	—	—
Section 2	—	1	1	—	—
Section 3	—	—	—	—	1
Section 4	—	—	—	1	1
Section 5	—	—	—	—	—
Section 6	—	2	—	—	—
Section 7	—	—	—	—	—
Section 8	—	—	—	1	—
Section 9	—	—	—	—	1
Section10	1	—	—	1	—

- 令和2年
- 令和3年
- 令和4年
- 令和5年
- 令和6年



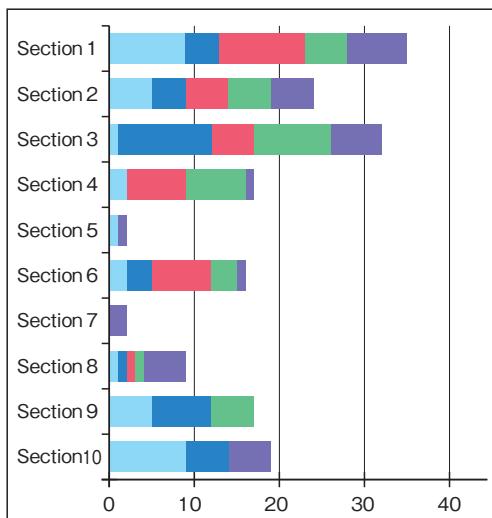
択一式

択一式においては、基本事項からの出題が中心ですが、細かい知識等を問う問題もみられます。ここ数年の傾向をみると、基本的な考え方・知識を身に付けていれば対応可能な問題が多くを占めますが、通達等の細部からの出題もみられます。項目別にみると、基本理念等、労働契約等、賃金、労働時間等の出題頻度が高くなっています。通達や判例からの出題が多いのも特徴といえるでしょう。過去5年では、令和2～4年・令和6年に個数問題が出題されており、1肢ごとの正誤の判断をより明確に行う必要があります。

択一式の出題実績

	R2	R3	R4	R5	R6
Section 1	9	4	10	5	7
Section 2	5	4	5	5	5
Section 3	1	11	5	9	6
Section 4	2	—	7	7	1
Section 5	1	—	—	—	1
Section 6	2	3	7	3	1
Section 7	—	—	—	—	2
Section 8	1	1	1	1	5
Section 9	5	7	—	5	—
Section10	9	5	—	—	5

- 令和2年
- 令和3年
- 令和4年
- 令和5年
- 令和6年



Section
1

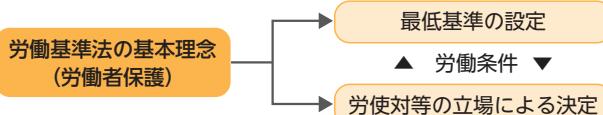
労働基準法の基本理念等

このSectionの
ポイント

- ①は、労働基準法の根幹ですので、きちんと押さえておきましょう。
- ②は、何を禁止しているのか、条文の語尾に注意して読みましょう。
- ④の労働者と使用者の定義は、しっかりと覚えましょう。

労働基準法は、労働条件の「**最低の基準**」を設けることによって、労働者を保護する法律として、昭和22年に制定されたものです。

また、労働条件を、労使が「**対等の立場**」において決定することも、労働基準法の**基本理念**です。このSectionでは、このような労働基準法の**基本理念**について学習します。



発展※1

労使の合意がある場合は？

労働基準法の基準を理由に労働条件を引き下げることは、たとえ**労使の合意**に基づいたものであっても違反行為になる。

参考※2

他の理由での変更是？

労働基準法の基準を主たる理由として労働条件を低下させてはいけないが、社会経済情勢の変動等**他に決定的な理由**がある場合には本条に抵触しない。

[R3-1A]

① 労働基準法の基本理念等

A

1 労働条件の原則（法1）

「**労働条件**は、労働者が**人たるに値する生活**を営むための必要を充たすべきものでなければならない。」とされています。

H27-1A これは、日本国憲法25条1項の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」という規定と同様の宣言的規定といえます。**H28-1A R6-1A**

また、「労働基準法で定める**労働条件**の基準は**最低**のものであるから、**労働関係の当事者***1は、この基準を理由として***2労働条件を低下**させてはならないことはもとより、その**向上**を図るよう**努め**なければならない。」とされています。

試験
対策

労働基準法に規定する労働条件の基準（例えば1日8時間勤務が上限）が会社の就業規則に定める基準（例えば1日7時間勤務）より低いことを理由として、就業規則に定める労働条件を労働基準法の水準にまで引き下げる（1日8時間勤務にする）ことは、本条違反になる。

2 労働条件の決定 (法2)

「労働条件は、**労働者と使用者が、対等の立場**において決定すべきものである。**労働者及び使用者**は、**労働協約**^{*3}、**就業規則**^{*4}及び**労働契約**^{*5}を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない。」とされています。労使対等の立場を基本理念とするとともに、約束事は、労使ともきちんと守りましょうと宣言しているわけです。 H28-11

試験
対策

法1条と2条違反について、罰則の定めはない。

② 労働者的人権保障

A

1 均等待遇の原則 (法3、S22.9.13発基17号)

「使用者は、労働者の**国籍**、**信条**又は**社会的身分**^{*6}を理由として、賃金、労働時間その他の**労働条件**^{*7}について、**差別的取扱**をしてはならない。」とされています。 R2-4A

ここで、「**信条**」とは、特定の**宗教的**又は**政治的**信念のこととをいい、「**社会的身分**」とは**生来的な地位**のことをいいます。

R4-4B

職員と工員、正社員と臨時社員などは、「社会的身分」ではありません。したがって、「職員は10時始業、工員は9時始業」とするように職制上の地位（部長、課長など）により待遇に差異を設けることは本条違反ではありません。

※3

語句 **労働協約**
使用者又はその団体との間に結ばれる労働条件などに関する協定のこと。

※4

語句 就業規則
労働者が就業上守るべき規律や労働条件などについて、使用者が定めた規則のこと。

※5

語句 労働契約
個々の労働者と使用者が結んだ、一定の労働条件の下で労働力を提供することを約する契約のこと。

参考 ※6

国籍、信条、社会的身分以外を理由とする差別の取扱いは？「国籍、信条、社会的身分」は、**限定的に**列挙したものであり、これら以外の理由で労働条件について差別をしても、法3条違反にはならない。 H29-57

※7

語句 労働条件
職場における労働者の**一切の待遇**をいう。賃金、労働時間のほか、**解雇**、災害補償、安全衛生、**寄宿舎**等に関する条件も含まれるが、**採用**は含まれない。 H28-17

H30-4イ R6-1B

試験
対策

「差別的取扱」には、不利に取り扱う場合のみならず
有利に取り扱う場合も含まれる。 H27-1B H30-4ウ R3-1B

過去問 ≈1

労働基準法第4条が禁止する「女性であることを理由」とした賃金についての差別には、社会通念として女性労働者が一般的に勤続年数が短いことを理由として女性労働者の賃金に差別をつけることが含まれるが、当該事業場において実際に女性労働者が平均的に勤続年数が短いことを理由として女性労働者の賃金に差別をつけることは含まれない。

解答: × (R元-3ア)

解説: 読問文後半も「女性であることを理由」とした賃金についての差別に含まれる。

参考 ≈2

「精神又は身体の自由を不不当に拘束する手段」とは?

暴行、脅迫、監禁のほかには、長期労働契約(法14)、賠償額予定契約(法16)、前借金相殺契約(法17)、強制貯蓄(法18)などがある。

参考 ≈3

「何人も」とは?
事業主に限定されず、個人、団体又は公人たると私人たるとを問わない。

発展 ≈4

「業として利益を得る」とは?
営利を目的として、同

2 男女同一賃金の原則 (法4、S22.9.13発基17号)

「使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的取扱いをしてはならない。」とされています。 H27-1C

「女性であることを理由として」とは、労働者が女性であることのみを理由として、あるいは社会通念として又はその事業場において女性労働者が一般的又は平均的に能率が悪いこと、勤続年数が短いこと、主たる生計の維持者ではないこと等を理由とすることをいいます。 R6-1C したがって、男女労働者について、職務、能率、技能、年齢、勤続年数等によって賃金に個人的な差異が生じても本条違反ではありません。 R元-3ア^{※1}

また、「賃金」とは、賃金額だけでなく賃金体系、賃金形態等を含むので「男性は月給制で、女性は日給制」とするようなことは本条違反となります。

なお、賃金以外の労働条件、例えば、昇進や定年年齢で女性を差別することは、別の法律(男女雇用機会均等法)で禁止されています。 CH6労一Sec2 ⑤ 参照

理由	差別禁止事項
国籍・信条・社会的身分	労働条件
性別	賃金

3 強制労働の禁止 (法5、S23.3.2基発381号)

「使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不正当に拘束する手段^{※2}によって、労働者の意思に反して労働を強制してはならない。」とされています。ここで、「労働者の意思に反して労働を強制」するとは、不当な手段を用いることにより労働者の意識ある意思を抑圧し、その自由な発現を妨げ、労働すべく強要することをいい、必ずしも現実に労働することを必要としません。 R元-3イ R2-4B

試験
対策

本条違反については、「1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金（法117）」という労働基準法上最も重い罰則が科せられる。 H29-51

種の行為を反覆継続することをいい、たとえ1回の行為であっても、反覆継続して利益を得る意思があれば本条違反であり、主業としてなされると副業としてなされるとを問わない。H29-5ウ

4 中間搾取の排除（法6、S34.2.16 33基収8770号）

「**何人も**^{※3}、**法律**に基いて許される場合の外、業として他人の就業に**介入**して**利益**を得てはならない^{※4}。」とされています。

R2-4C

ここでいう「法律」とは、**職業安定法**及び船員職業安定法のことです。ただし、職業安定法又は船員職業安定法に**違反して**、**職業紹介**^{※5}等でこれらの法律に定める料金等を超えて金銭等を收受すると、**本条違反**となります。また、**労働者派遣**^{※6}については、他人の就業に**介入**したことにはならないので、それが**合法であるか違法であるか**を問わず、**本条違反となりません**。

なお、他人の就業に**介入**して得る利益の帰属主体は、必ずしも、当該行為者に限られません。したがって、法人の従業者が違反行為を行い、その従業者が現実に利益を得ておらず、法人が利益を得ている場合であっても、その**従業者について違反が成立します**。 H28-1工 R5-4D

試験
対策

「**利益**」とは、金銭以外の財物を含み、有形なると無形なるとを問わず、使用者から得る利益に限らず、労働者又は第三者より得る利益も含まれる。 R2-4C

R2-4D

5 公民権行使の保障^{※7※8}（法7）

「使用者は、労働者が労働時間中に、**選挙権**その他**公民としての権利**を行使し、又は**公の職務**を執行するために必要な時間を請求した場合においては、拒んではならない。但し、**権利の行使**又は**公の職務**の執行に妨げがない限り、請求された**時刻を変更**することができる。」とされています。 R2-4D R3-1D

つまり、使用者は、労働者が労働時間中に選挙権などの「**公民としての権利**」を行使したり、裁判の証人として出廷すると

※5

語句

求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間ににおける雇用関係の成立をあっせんすることをいう。

※6

語句

一般に、派遣元で雇用する労働者を、派遣先の使用者の指揮命令を受けて、派遣先のために労働に従事させることをいう。

参考 ※7

時間外行使規定は？
就業規則等に公民権の行使を労働時間外に実施すべき旨を定めておいて、それを根拠に労働者が就業時間中に選挙権の行使を請求することを拒否することは**本条違反**である。

R2-4D

参考 ※8

最高裁判所の判例は？
使用者の承認を得ずして公職に就任した者を**懲戒解雇**に附する旨の就業規則条項は、**無効**であり、公職に就任することが会社業務の遂行を著しく阻害するおそれがある場合においても、普通解雇とすることは別として、**懲戒解雇**に附すのは、許さないとしている（最二小S38.6.21十和田觀光電鉄事件）。H29-5エ

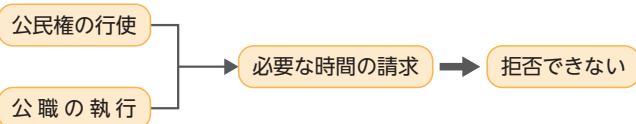
いった「公の職務」を執行するために、必要な時間を請求した場合には、拒むことができません。「拒むこと」が禁止されているのですから、**拒んだだけで違反になります**。その結果、実際に権利が行使されたかどうかなどが問われるわけではありません。

なお、公民権の行使に係る時間については、有給であると無給であるとは**当事者の自由**に委ねられた問題で、**無給でもよい**とされています。R元-3ウ^{※1}

過去問 ※1

労働基準法第7条に基づき「労働者が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使」した場合の給与に関する問題では、有給であろうと無給であろうと当事者の自由に委ねられている。

解答： (R元-3ウ)



公民としての権利に該当するものの例	公民としての権利に該当しないものの例
<ul style="list-style-type: none"> ・選挙権及び被選挙権 ・最高裁判所裁判官の国民審査 ・地方自治法による住民の直接請求 ・選挙人名簿の登録の申出…等 	<ul style="list-style-type: none"> ・応援のための選挙活動
<ul style="list-style-type: none"> ・行政事件訴訟法に規定する民衆訴訟 ・公職選挙法に規定する選挙等に関する訴訟 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の訴権の行使

しっかり整理しておきましょう。



公の職務に該当するものの例	公の職務に該当しないものの例
<ul style="list-style-type: none"> ・衆議院議員等の議員の職務 ・労働委員会の委員、検察審査員、労働審判員、裁判員、審議会の委員等の職務 ・民事訴訟法の規定による証人の職務 ・公職選挙法の規定による投票立会人等の職務…等 	<ul style="list-style-type: none"> ・予備自衛官の防衛招集・訓練招集 ・非常勤の消防団員の職務

③ 適用事業

A

労働基準法は、ほとんどすべての「**事業**（事業場）」に適用されます。ここでいう「**事業**（事業場）」は「**会社**」と同じで

療養の給付等	408,418
連合会	470
老人保健制度	414
老齢給付金	449,453

2025年度版

みんなが欲しかった！ 社労士の教科書

発行日 2024年10月7日

初版発行

編著者 TAC株式会社（社会保険労務士講座）

発行者 多田敏男

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話（営業） 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2024

管理コード 11361P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。